

第2期基本計画のポイント

- 研究開発評価は競争的な研究開発環境の実現と効果的・効率的な資源配分に向けて、
 - ・ 評価における公正さと透明性の確保、評価結果の資源配分への反映
 - ・ 評価に必要な資源の確保と評価体制の整備に重点を置く。
- 研究開発課題の評価は、その課題の性格に応じて行う。評価は一律の基準で行うのではなく、研究課題、分野によって柔軟に対応する。
- 研究機関の評価は、機関の設置目的や研究目的・目標に即して、機関運営と研究開発の実施の面から行う。
- 研究者の業績評価は、研究機関が行うべきものとして、機関長が評価のためのルールを整備し、責任を持って実施する。
- 評価を進めるに当たって、評価の公正さ、透明性を確保するため、客観性の高い評価指標や外部評価を積極的に活用するとともに、評価を行う者は、被評価者に対し、評価手法・基準等の周知、評価内容の開示等を徹底する。
また、評価結果については、課題の継続、拡大・縮小、中止等の資源配分、研究者の処遇に適切に反映する。

国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成13年11月28日内閣総理大臣決定)の概要

評価の意義は

評価を適切かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出を実現する。

評価結果を積極的に公表し、優れた研究開発を社会に周知することにより、研究開発に国費を投入していくことに関し、国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られる。

評価を厳正に行うことにより、重点的・効率的な予算、人材等の資源配分に反映できる。

評価の意義を実現するために、以下に重点をおく。

「評価における公正さと透明性の確保」

「評価結果の資源配分への反映」

「評価のために必要な資源の確保と評価体制の整備」

第2期基本計画の進捗状況

- 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」を策定(平成14年6月)。
指針において、研究開発施策、研究開発課題、研究開発を行う機関等、研究者等の業績を対象に設定し、評価に対する考え方を明示。
- 科学技術・学術審議会等に産業界も含めた外部者による評価体制を整備し、外部評価を実施。
特に、総額10億円以上の新規・拡充が予定されている研究開発課題については、科学技術・学術審議会等による事前評価を実施(平成16年度:14課題中すべて実施)。
- 平成16年度予算が10億円以上の継続中の研究開発について、2年以内に47件の中間評価を実施(平成16年9月時点)。
- 評価のための研修を実施(平成14年度:3回(延べ33名)、平成15年度:8回(延べ524名))。
- 内閣府を中心として評価に関するデータベースを整備(平成15年度登録状況:競争的資金制度の研究テーマ38,397件、プロジェクト型研究開発テーマ296件、研究者62,700人等)。

文部科学省における研究及び開発に関する評価指針(平成14年6月20日文部科学大臣決定)の特徴

文部科学省指針における評価の意義は

研究者を励まし、優れた研究開発を積極的に見出し、伸ばし、育てること。

研究者の創造性が発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境を創出すること。

研究開発施策等の実施の可否を、社会への影響にも配慮した幅広い視点から適切に判断すること。また、幅広い視点から施策等を見直し、より優れたものにする。

評価結果を積極的に公表し、研究開発活動の透明性を向上させることにより、研究開発に国費を投入していくことに関し説明責任を果たし、広く国民の理解と支持を得ること。

評価結果を適切に反映することにより、重点的・効率的な予算、人材等の資源配分などを実現し、限られた資源の有効活用を図ること。また、既存活動の見直しにより新たな研究への取り組みの拡大を図ること。

科学技術・学術審議会での主な意見(研究計画・評価分科会研究評価部会での意見を集約)

- 数量的指標のみで評価を決定することは問題。
- 評価の多義的な意味を理解せず、査定ばかり重要視するのは問題。
- PO、PDについて、専任あるいは任期についても3～5年が適当と考えるが、本来研究と兼務で調査員等として従事することができるかどうかは難しい問題。
- 採択、進捗管理、評価の一貫性を保つことが必要。
- 中間評価のところで、社会の変化にどのように対応しているか、他の機関での状況と比較してチェックすべき。
- 事後評価はどう活かすのか。非常に優秀な課題の場合、何らかのさらなる発展のための継続措置等が必要。
- 単年度ごとの成果を重視する姿勢は研究者を萎縮させるとの懸念。
- 大学において長期的な研究や基礎的研究が衰退していくことは産業界にとっても好ましいことではない。
- 競争の激しい研究領域では、国内外の研究開発の動向を的確に把握しながら、研究計画を柔軟に見直して取り組むことが重要。
- PO、評価委員など評価に関係する者の役割分担や評価事務局、評価委員会等の担当機能の明確化が必要。 等

大学・研究機関の評価担当の意見集約(文部科学省で行ったアンケート調査結果概要(平成15年12月実施))

- 評価のための基準がない。また評価手法が未確立である。
- 評価結果に対して敏感になった結果、長期的な研究、重要ではあるが成果に現れにくい研究を敬遠する傾向が見られる。
- 評価者が教育や研究等の本務と兼任しており、業務量の増加が著しい。
- 事務局職員が評価に不慣れで対応できない。
- 多数の評価が存在し、業務量が増大。
- 評価結果の活用が不透明、評価のための評価となっていることがある。
- 安全・安心や文化等の社会への貢献が、サイエンスメリットに比して手薄である。

第3期基本計画において採るべき主要な方策(案)

(基本計画における重点項目)

評価については、ファンディングや課題の性格、研究目的、研究段階に応じて行うことが基本である。

第3期科学技術基本計画では、第2期において重点的に進められてきた研究開発評価システム改革の充実を図りつつ、これらに加え、所要の研究資源の中でより優れた成果の創出を図る観点から、

「研究者を励まし、優れた研究開発を積極的に見出し、伸ばし、育てる」ような評価の実施

評価の実効性を上げるための評価資源の確保や評価支援体制の整備

評価に関連して発生している具体的な課題の克服

に重点を置いて改革を進める。

(大綱的指針の評価対象の範囲)

国立大学法人や独立行政法人等の自主性を配慮すべき法人においては、法人化の趣旨を踏まえた適切な研究開発の評価が可能となるような記述とすることが重要である。

「研究者を励まし、優れた研究開発を積極的に見出し、伸ばし、育てる」ような評価の実施

研究開発課題の評価については、各ファンディングの目的、趣旨等に対する評価者、被評価者双方の十分な理解がなされるとともに、ファンディングや課題の性格、研究目的、研究段階に応じて行う。具体的には、

- 研究者の自由な発想に基づく研究については、数値的指標に拘泥することなく、ピアレビューによるきめ細かな研究内容の質の面での評価を行うことにより評価の実効性を確保することが重要である。また、必要に応じて、文化的なインパクトなどの長期的・多様な観点も踏まえた評価や追跡評価を行うことも重要である。
- 国家的・社会的課題に対応した研究開発(特定の政策目的に基づく基礎研究並びに応用・開発研究等出口志向の研究開発)については、科学的、技術的な価値のみならず、経済的価値、社会的・公共的価値が十分尊重・考慮されるような評価項目、評価体制を構築することが必要である。特に、近年国民ニーズとして高まってきている「安全・安心で心豊かな社会の構築」に向けた、社会的・公共的価値の創出については、評価手法を検討し適切に評価する必要がある。

また、中間評価においては、必要に応じ新しい研究展開を指摘するような評価(例：競争の激しい領域の研究開発の評価においては、途中でも柔軟に研究計画を見直すことを提言するなど)を実施する。

事後評価においては、その評価結果に応じて、研究者がさらにその研究を発展させ、より一層の成果を上げることができるよう考慮するとともに、直後評価のみならず追跡評価等による適切な成果把握に適宜努める。

この際、必要に応じて、審査・採択、評価において一貫性を保つため、評価実施主体は、審査・採択を行った者を中間・事後評価等に加えて実施するなどの工夫を行う。

詳細な評価は、研究計画の充実や改善が図られるとともに、研究者の表現力等資質の向上に寄与することから、評価実施主体は、被評価者に対し、評価結果の内容等をできる限り詳細に伝えるよう努める。

第3期基本計画において採るべき主要な方策(案)

単年度評価について、これを資源配分に直結することを志向するような評価とすることは、研究者に長期的な研究や重要であるが成果が現れにくい研究を敬遠させ、また、困難な課題に挑戦する姿勢を萎縮させる。このため、短期的な評価が必要なものとそうでないものを峻別し、例えば、長期的な研究等については、画一的な単年度評価は実施せず、定期的なモニタリングを行い、進捗を把握するなど。

知的基盤(研究用材料、計量標準、計測・分析・試験・評価方法とその先端的機器・データベース)が研究者の研究活動に不可欠であることを踏まえ、知的基盤の整備への貢献についても適切に評価することも重要である。

評価の実効性を上げるための評価資源の確保や評価支援体制の整備

(研究開発システムの強化)

競争的資金配分機関においては、プログラムオフィサー(PO)の配置が進められているが、今後は、POを最大限生かすつつ効率的かつ的確に評価を行うための方法、評価に関係する者の役割分担を各制度等の趣旨、性格に応じて検討した上で拡充することが必要である。

競争的資金以外の大規模プロジェクトや研究開発機関においては、必要に応じて恒常的に当該プロジェクトに關与し、円滑なプロジェクト推進のためのアドバイス等を行う者を配置することを検討する必要がある。

(研究開発評価事務局の強化)

国・大学・公的研究機関等の事務局における人的拡充も含めた研究開発評価体制の構築や職員等の評価実施能力の向上を図ることは、研究開発評価に係る各種作業を円滑に行う上で必要不可欠。このため、これら事務局を対象とした研修等の開催、評価に係る相談窓口の設置、研究開発評価専門研究者等の派遣、調査分析などの予算措置等の取組みを進める。

(評価者等の評価スキル向上の支援)

評価者、POは、評価結果の信頼性を確保する上で重要な役割を担っていることから、資質向上のための研修等を行う。

評価に関連して発生している問題の克服

(「評価疲れ」問題)

評価の実施による研究者や事務局への作業負担が過重となる傾向を踏まえ、既存の評価結果の活用等による事務作業の合理化を引き続き進めるとともに、評価システム自体の整理・合理化を図る。具体的には、

第3期基本計画において採るべき主要な方策(案)

- 評価にあたっては、その目的・役割を明確にすることを徹底し、評価の重複による不要な作業の発生を予防する。
- 評価実施主体は、評価の必要性の高いものと低いものを峻別して評価活動にメリハリをつける。
(例) 萌芽研究、比較的規模の小さな研究、大学等における基盤的研究経費を財源とする基礎研究等は、必要に応じて中間評価・事後評価を簡素化・省略化する。
- 特に、外部評価は、評価者、被評価者ともに大きな負担を強いるため、制度的に外部評価が必要な競争的資金による研究開発課題以外について、外部評価を実施すべき課題とそうでないものに峻別し、適切に評価を実施していくことが必要である。
(例) 小規模な研究開発や当該研究開発分野の研究者が極めて少ないような研究開発については、外部評価を実施しないなど。

我が国では、評価に従事する者が質・量ともに不足しているため、競争的資金については、資金配分機関における評価体制の整備を図るとともに、評価実施業務の集約を進め、評価実施体制の効率化を図ることが重要である。大学・公的研究機関における教育や研究活動と兼任している評価者やPOについては、過重な評価作業が原因で本来の教育や研究活動に重大な支障が生じることのないよう、評価実施主体や所属機関において適切な措置を検討することが必要である。

また研究者コミュニティにおいては、研究者の評価業務への参画が研究者のキャリアパス上、十分意義あるとの認識に立ち、評価文化の醸成を一層推進していくことが必要である。

(外部評価、第三者評価の例外事項)

外部評価等の活用は、評価における公平性と透明性を確保する観点から積極的に取組むべきものであるが、国家安全保障やセキュリティ上の理由等のために機密保持が必要な場合については、これを行うべきではない。更に、今後、外部評価、第三者評価の例外事項について、より明確にする必要がある。

(定量的指標に係る問題)

定量的指標は、評価実施主体が使用目的を曖昧にしたまま安易に使用すると、被評価者の健全な研究活動を歪めてしまうことが懸念されるため、使用目的を被評価者に明示した上で慎重に使用する必要がある。特に、インパクトファクターは学術誌の注目度を示す指標であり、掲載論文の質を示す指標ではないため、国内科学雑誌の育成という政策課題の点からも、その使用にあたっては十分留意する必要がある。

<その他>

生命倫理に関する問題のように、科学技術が人間と社会に与える影響が広く深くなりつつあることから、人文・社会科学の視点に配慮した評価体制を構築することが必要である。

研究開発評価に関する現状及び問題点 (文科省が実施する評価)

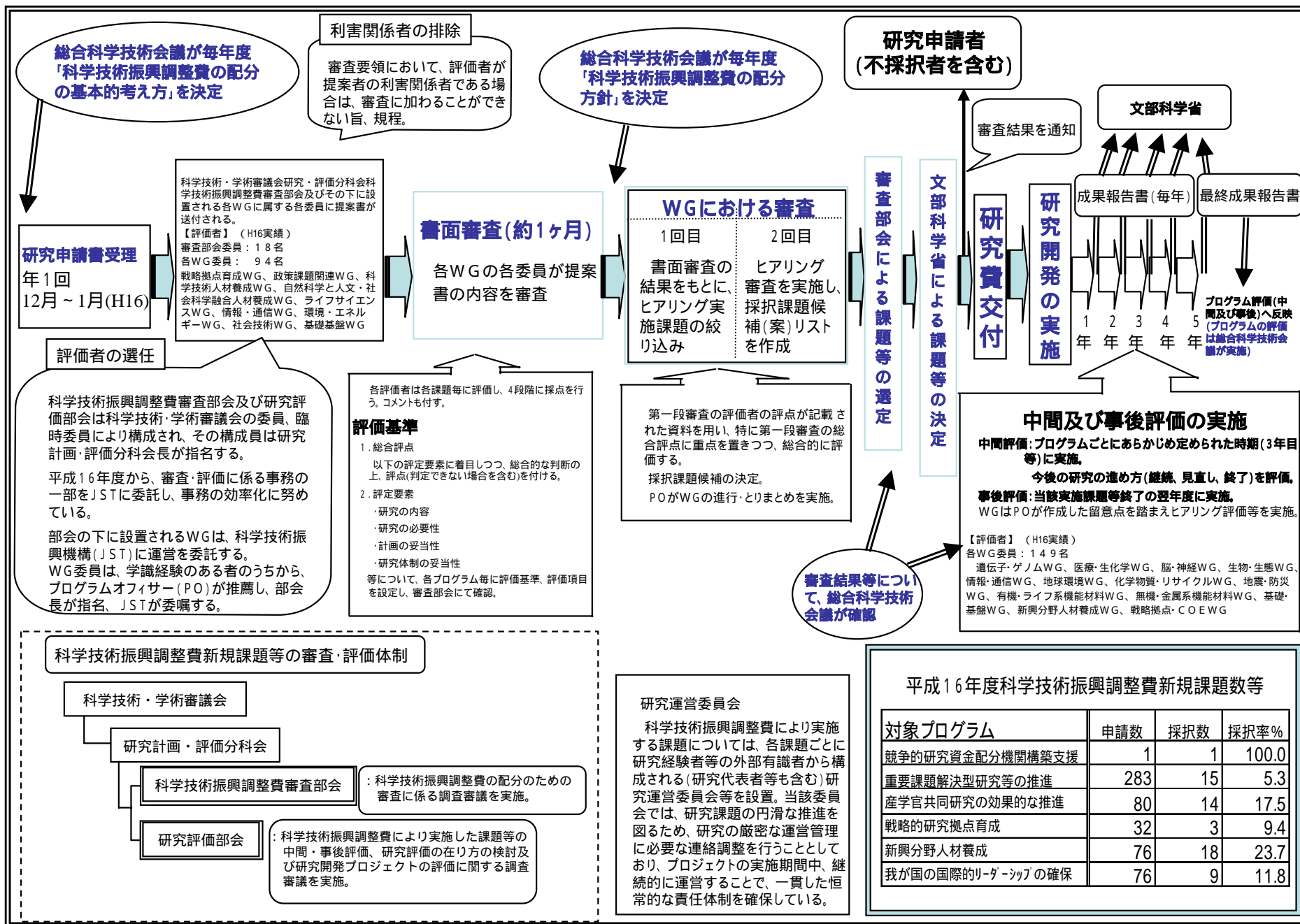
平成17年2月15日
文部科学省 科学技術・学術政策局
評価推進室

文科省が制度的に実施している研究開発評価の概況について

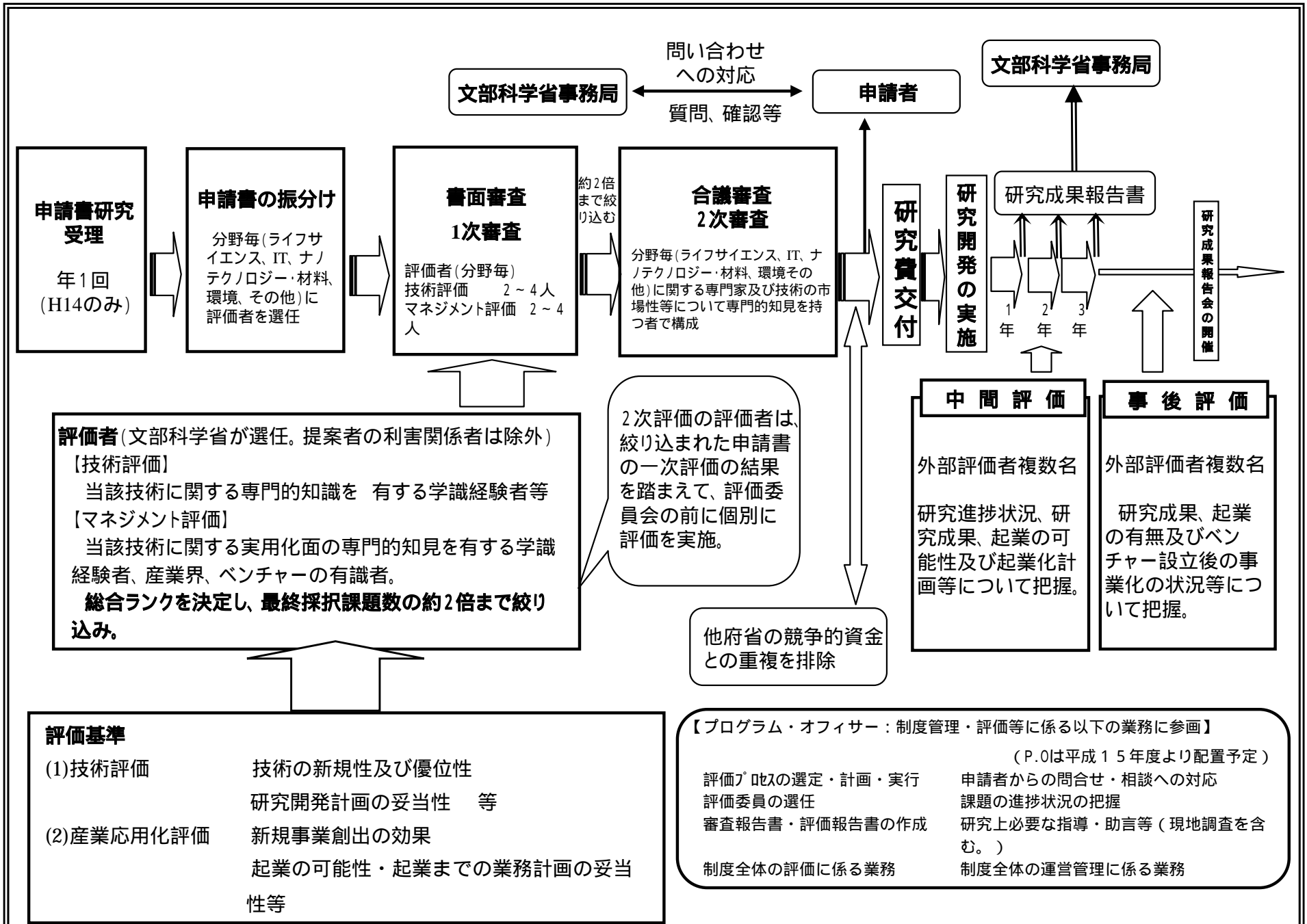
- 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」を策定(平成14年6月)。
- 科学技術・学術審議会等に産業界も含めた外部者による評価体制を整備し、外部評価を実施。
- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「独立行政法人通則法」により定められた評価を着実に実施。

		(事前評価)	(中間評価)	(事後評価)
競争的資金制度における評価	科学技術振興調整費	科学技術・学術審議会による事前評価	科学技術・学術審議会による中間評価	科学技術・学術審議会による事後評価
	産学官連携イノベーション創出事業費補助金 (独創的革新技術開発研究提案公募制度、大学発ベンチャー創出支援制度)	革新技术活性化委員会等による事前評価	革新技术活性化委員会等による中間評価	革新技术活性化委員会等による事後評価
	<科学技術振興機構> 戦略的創造研究推進事業	研究統括、領域アドバイザーによる事前評価	研究統括、領域アドバイザーによる中間評価 <small>(研究領域については、別途、評価委員会により中間・事後評価)</small> <small>(継続研究については、別途、評価委員会により評価)</small>	研究統括、領域アドバイザーによる事後評価
	科学研究費補助金	科学技術・学術審議会による事前評価	科学技術・学術審議会による中間評価	科学技術・学術審議会による事後評価
研究開発プロジェクトにおける評価	宇宙開発	宇宙開発委員会による事前評価	宇宙開発委員会による中間評価	宇宙開発委員会による事後評価
		<ul style="list-style-type: none"> ・総額10億円以上の新規・拡充課題については、概算要求前に科学技術・学術審議会等による事前評価を実施。 ・プロジェクト開始後、適切な時期が到来した案件については、順次、中間評価を実施(S-Pring-8等)。 		
(その他の関連する評価活動)				
政策評価 (本省事業)	研究開発課題・施策に関する新規・拡充事業については、「平成16年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき事業評価	各事業が事前に得ようとした効果が得られたかについて 事後(中間)評価		
独立行政法人評価 (独法事業全般)	主務大臣による中期目標の決定及び中期計画の認可の際、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴く ・各法人において、研究開発の実施に当たり、適宜、外部評価を実施(理化学研究所等)。	各事業年度終了後、文部科学省独立行政法人評価委員会が年度業務に関し、実績評価	中期目標期間終了後、文部科学省独立行政法人評価委員会が中期目標期間の業務に関し、実績評価	
独立行政法人評価制度における各事業年度毎の実績評価、中期目標期間終了時の実績評価の結果について、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、文部科学省独立行政法人評価委員会に対し意見を述べている。				
(参考)	総合科学技術会議による評価			
	<ul style="list-style-type: none"> ・継続中の各省研究開発評価の実施状況をとりまとめ、適切な評価の実施を求める。 ・総額300億円以上の大規模新規研究開発について事前評価、フォローアップを実施。 ・総合科学技術会議が評価の必要を認め指定する研究開発について評価を実施。 			
国立大学法人評価	文部科学大臣による中期目標の策定及び中期計画の認可の際、国立大学法人評価委員会の意見を聴く(各法人の原案を尊重)	各事業年度終了後、国立大学法人評価委員会が業務の実績について評価(中期目標達成に向けた事業の進行状況を確認する観点)	中期目標期間終了時、国立大学法人評価委員会が中期目標期間の業務に関し、実績評価。このうち教育研究面については、その特性に配慮し、大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重。	

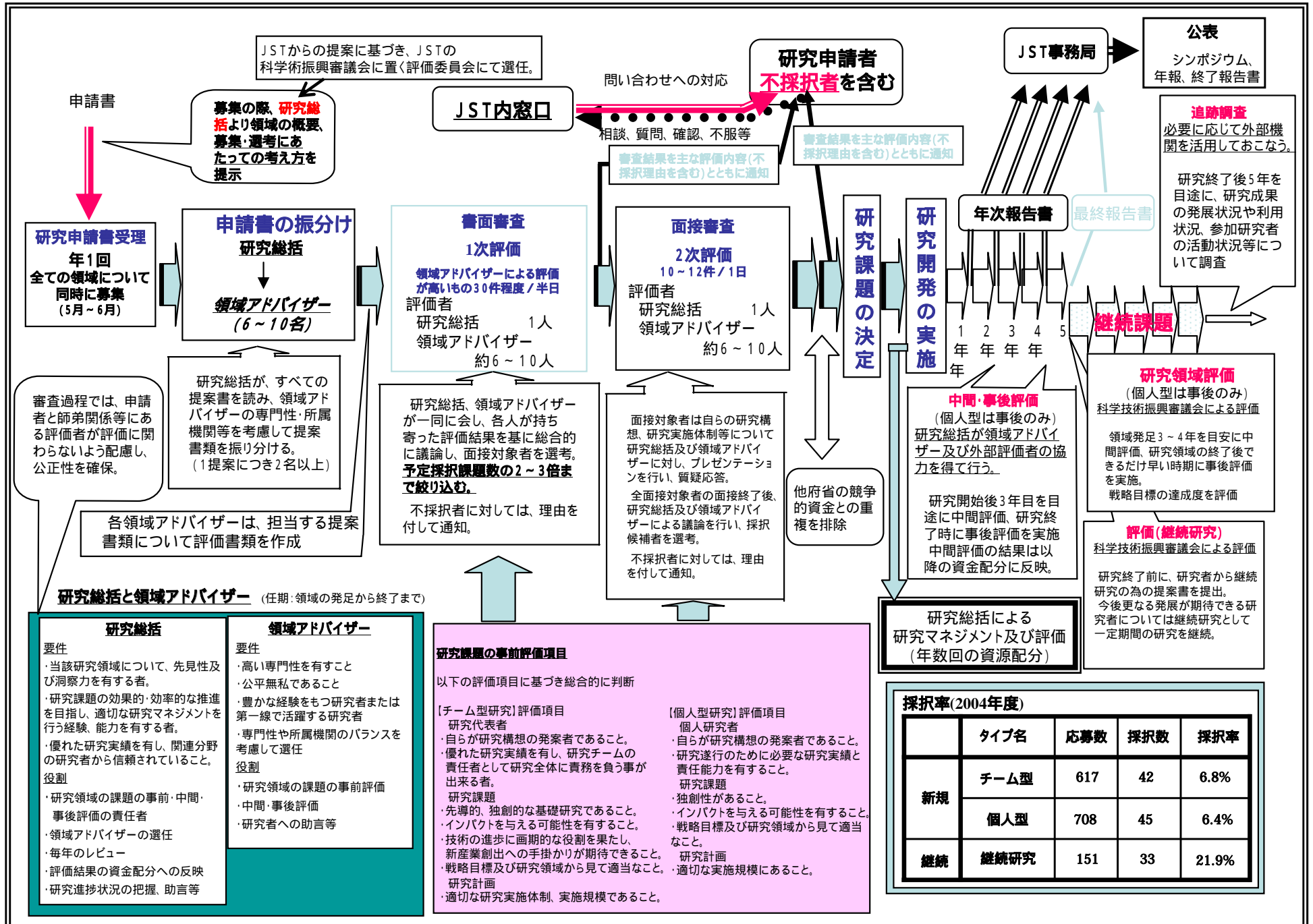
科学技術振興調整費の審査・評価システム (文部科学省)



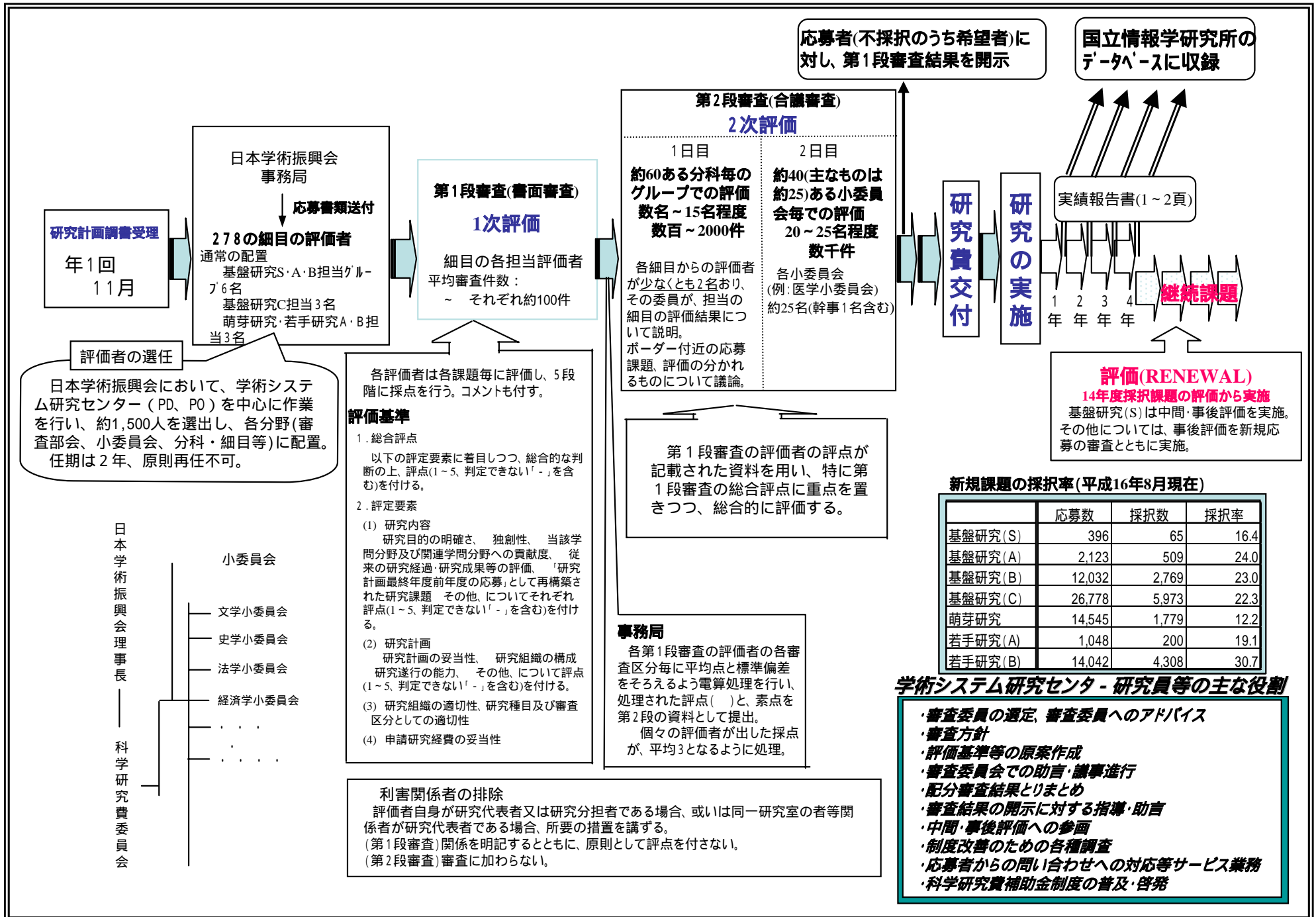
産学官連携イノベーション創出事業費補助金 (大学等発ベンチャー創出支援制度 審査システム)



戦略的創造研究推進事業の研究評価システム(科学技術振興機構: JST)



科学研究費補助金の審査システム(日本学術振興会 基盤研究等)

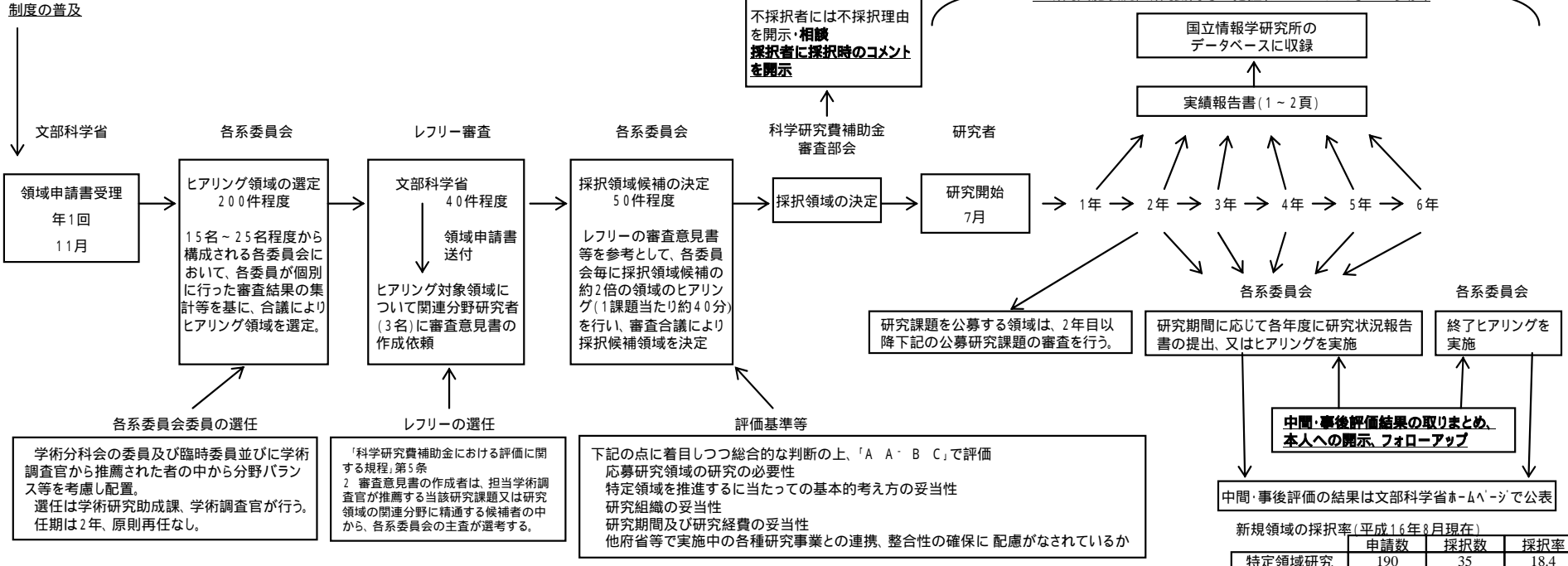


科学研究費補助金(特定領域研究)の審査システム

研究計画立案に際しての
応募者へのアドバイス
制度の普及

評価結果の一貫したフォローアップ(採択時のコメントから中間・事後評価までの評価結果を一貫して把握)

研究実施状況、研究動向等の把握(シンポジウム等への参加)



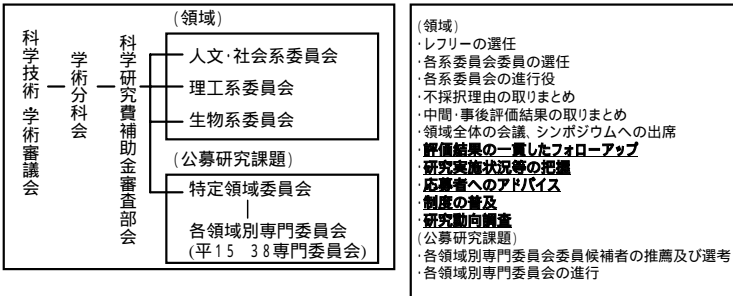
利害関係者の排除

「科学研究費補助金における評価に関する規程」
第7条 次の各号に掲げる者が、研究代表者、研究分担者、領域代表者、特定奨励費を受けようとする団体の役員又は研究成果公開促進費を受けようとする研究者もしくは団体の役員である場合は、評価に参画しないものとする。

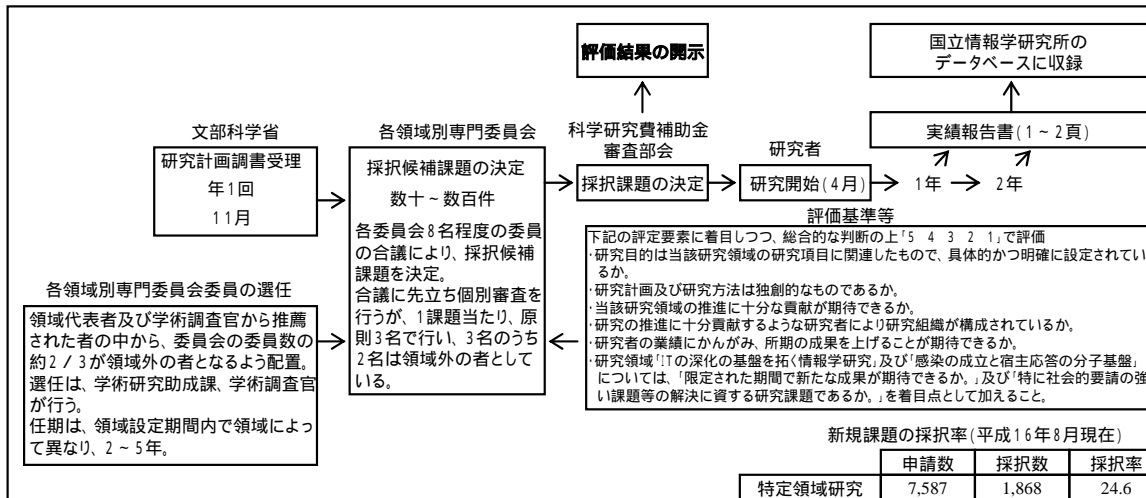
- 一 評価者自身
- 二 評価者の関係者(親族又は同一の研究室に所属する研究者)

2 評価者は、強い利害関係を有するものと自ら判断する場合には、評価に参画しないものとする。

審査組織



【公募研究課題の審査】(領域設定翌年度から実施)



科学研究費補助金(特別推進研究)の審査システム

評価結果の一貫したフォローアップ(採択時のコメントから中間・事後評価までの評価結果を一貫して把握)

研究計画立案に際しての申請者へのアドバイス制度の普及

文部科学省
研究計画調書受理
年1回
11月

レフリー審査

文部科学省
150件程度
研究計画調書送付
関連分野研究者(3名)に審査意見書の作成依頼

レフリーの選任

「科学研究費補助金における評価に関する規程」第5条
2 審査意見書の作成者は、担当学術調査官が推薦する当該研究課題又は研究領域の関連分野に精通する候補者の中から、各系委員会の主査が選考する。

各系委員会

ヒアリング課題の選定
150件程度
15~25名程度から構成される各系委員会において、各委員がレフリーの審査意見書を参考として個別に行った審査結果の集計等を基に、合議によりヒアリング課題を選定

各系委員会委員の選任

学術分科会の委員及び臨時委員並びに学術調査官から推薦された者の中から分野バランス等を考慮し配置。
任期は2年、原則再任なし。

各系委員会

採択課題候補の決定
40件程度
各系委員会毎に採択予定課題の約2倍の課題のヒアリング(1課題当たり35分)を行い合議により採択候補課題を決定

科学研究費補助金審査部会

採択課題の決定

評価基準等

下記の着目点に着目しつつ、総合的な判断の上、「A A B C」で評価
特別推進研究として推進する必要性
研究の独創性及び研究の意義
研究分野の現状と動向及びその中で
の研究課題の位置付け
研究遂行能力及び当該分野における
評価
応募研究経費の妥当性

採択者・不採択者にはそれぞれ採択・不採択理由を開示

研究実施状況、研究動向等の把握(シンポジウム等への参加)

国立情報学研究所のデータベースに収録

実績報告書(1~2頁)

研究者

研究開始
6月

1年 2年 3年 4年 5年

各系委員会

研究期間に応じて各年度に現地調査、又はヒアリングを実施

各系委員会

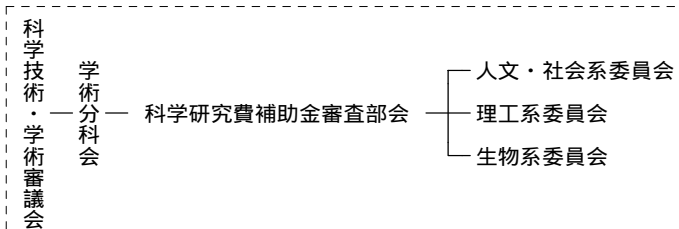
終了ヒアリングを実施

中間・事後評価の結果は文部科学省ホームページで公表

新規課題の採択率(平成16年8月現在)

	申請数	採択数	採択率
特別推進研究	128	19	14.8

審査組織



学術調査官の役割

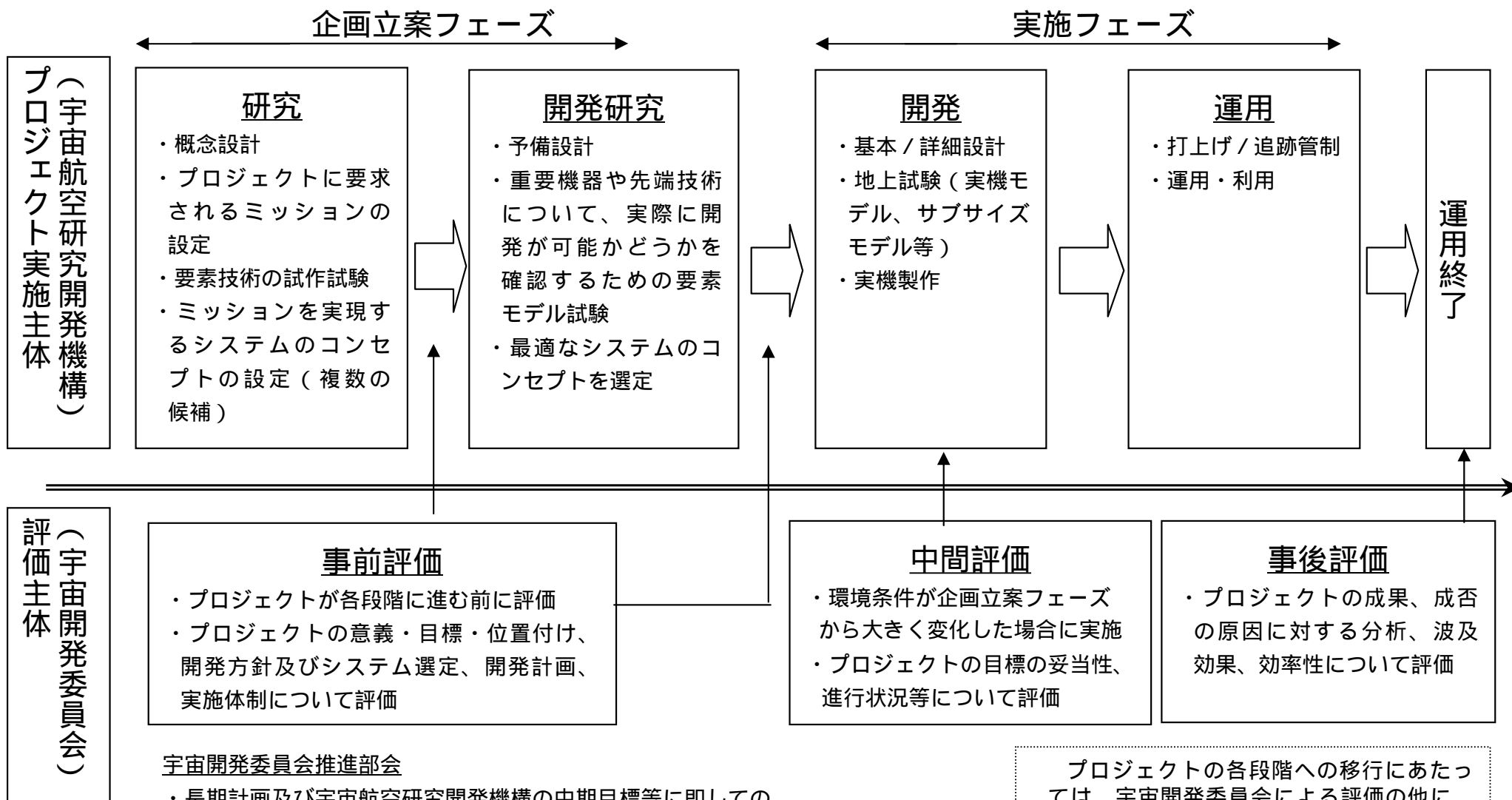
- レフリーの選任
- 各系委員会委員の選任
- 各系委員会の進行役
- 採択・不採択理由の取りまとめ
- 現地調査への同行
- 中間・事後評価結果の取りまとめ

利害関係者の排除

科学研究費補助金における評価に関する規程(科学研究費補助金審査部会決定)において規定
評価者自身又は評価者の関係者(親族又は同一の研究室に所属する研究者)が、研究代表者、研究分担者である場合には、評価に参画しないものとする。また、評価者は、強い利害関係を有すると自ら判断する場合には、評価に参画しないものとする。

宇宙開発におけるプロジェクト評価

宇宙開発プロジェクトの評価は、「宇宙開発に関する長期的な計画」（平成15年9月）に基づき、宇宙開発を効果的かつ効率的に推進するため、宇宙開発委員会が実施している。具体的には、宇宙開発委員会のもとに置かれる推進部会において「宇宙開発に関するプロジェクトの評価指針」（平成13年7月 宇宙開発委員会決定）に基づき、重要な研究開発について評価を行っている。



宇宙開発委員会推進部会

- ・長期計画及び宇宙航空研究開発機構の中期目標等に即しての、各プロジェクトの評価及び進行管理を行う。
- ・構成員：宇宙開発委員会委員3名、特別委員15名

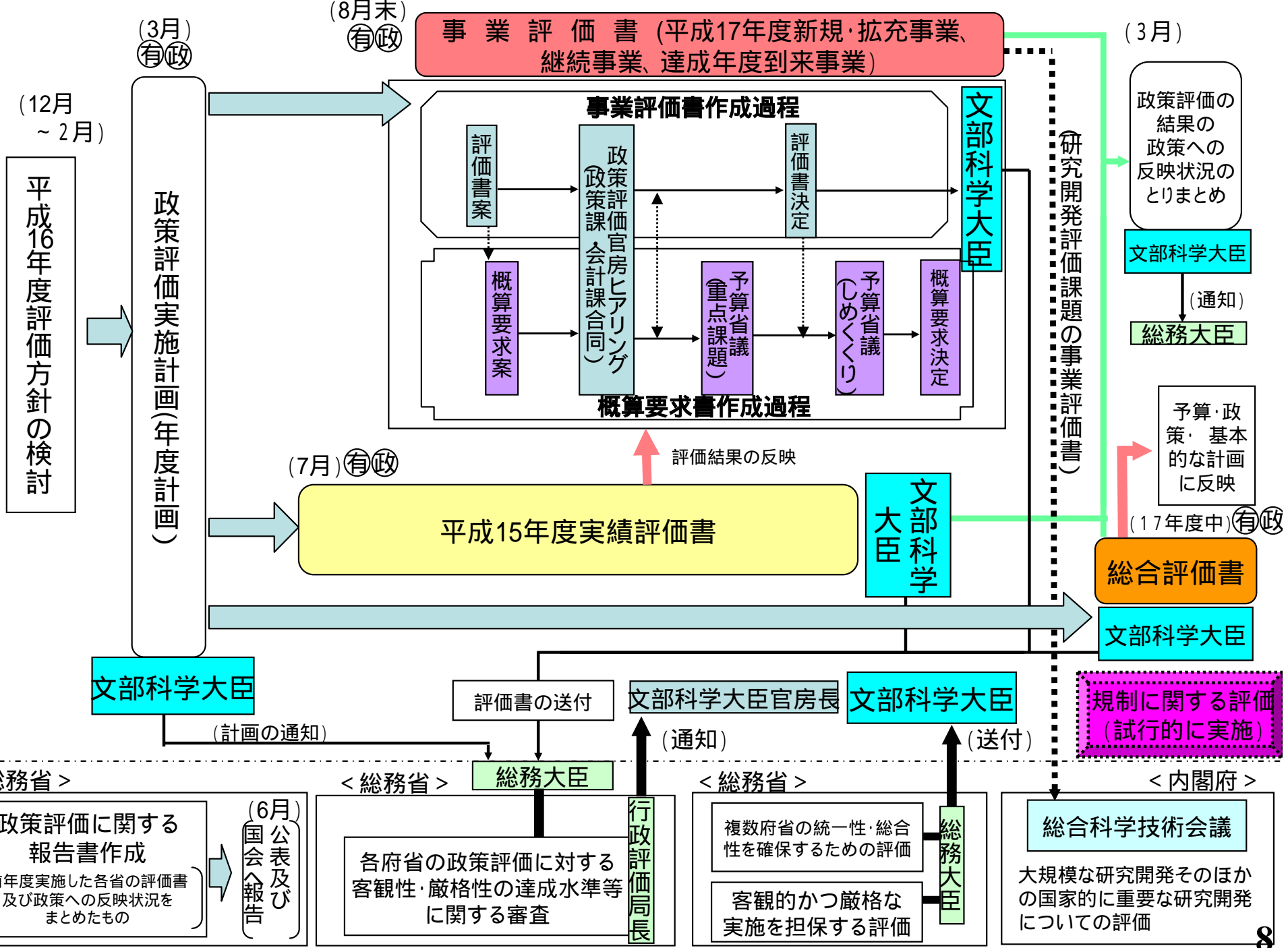
プロジェクトの各段階への移行にあたっては、宇宙開発委員会による評価の他に、機構内部においても、審査会等を開催して評価を行っている。

16年度文部科学省政策評価の流れ

11月 3月 4月 6月 7月 8月 9月 11月 3月

文部科学省

総務省等



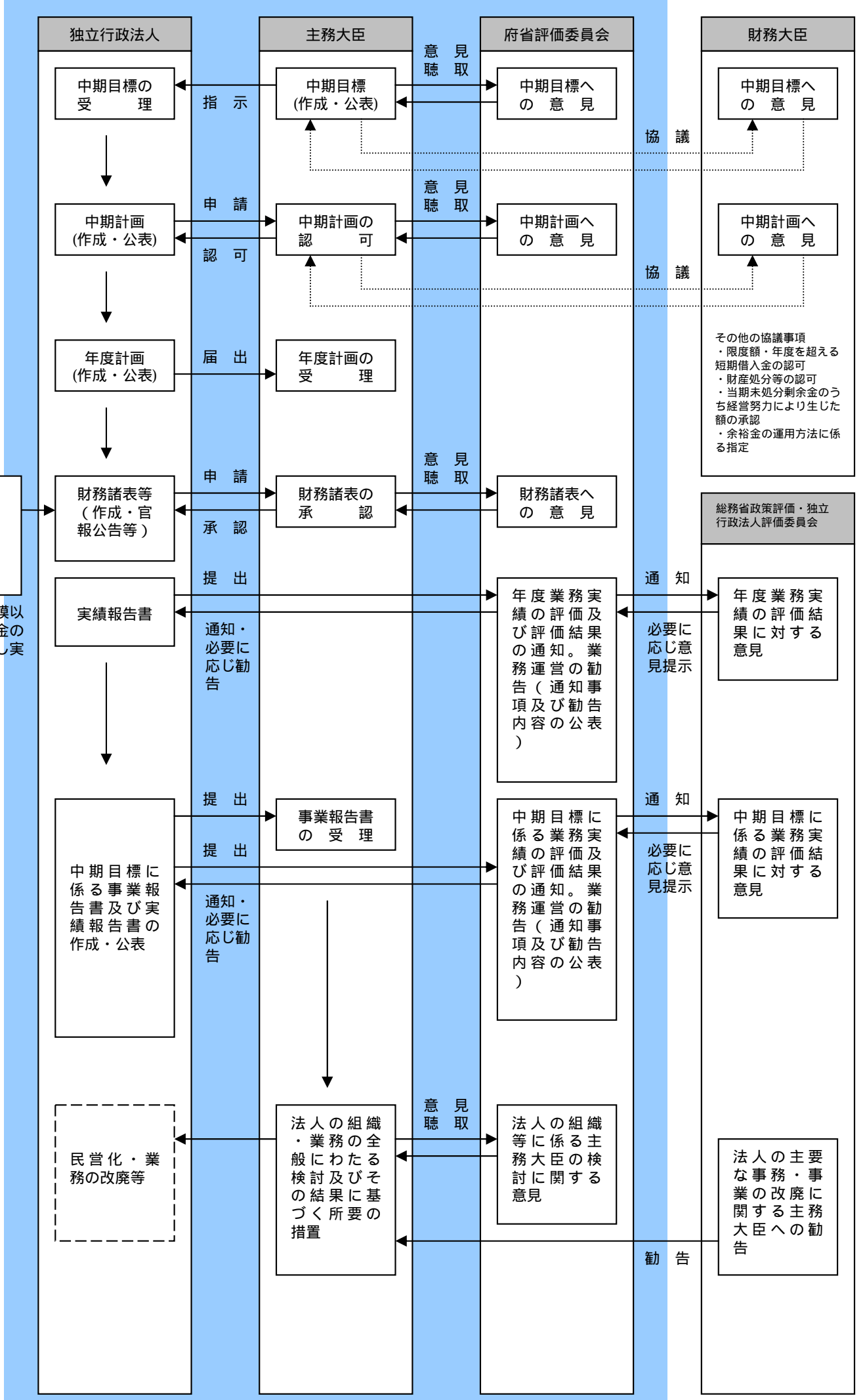
独立行政法人関係主要業務のフローチャート

目標及び計画の作成

年度実績評価等

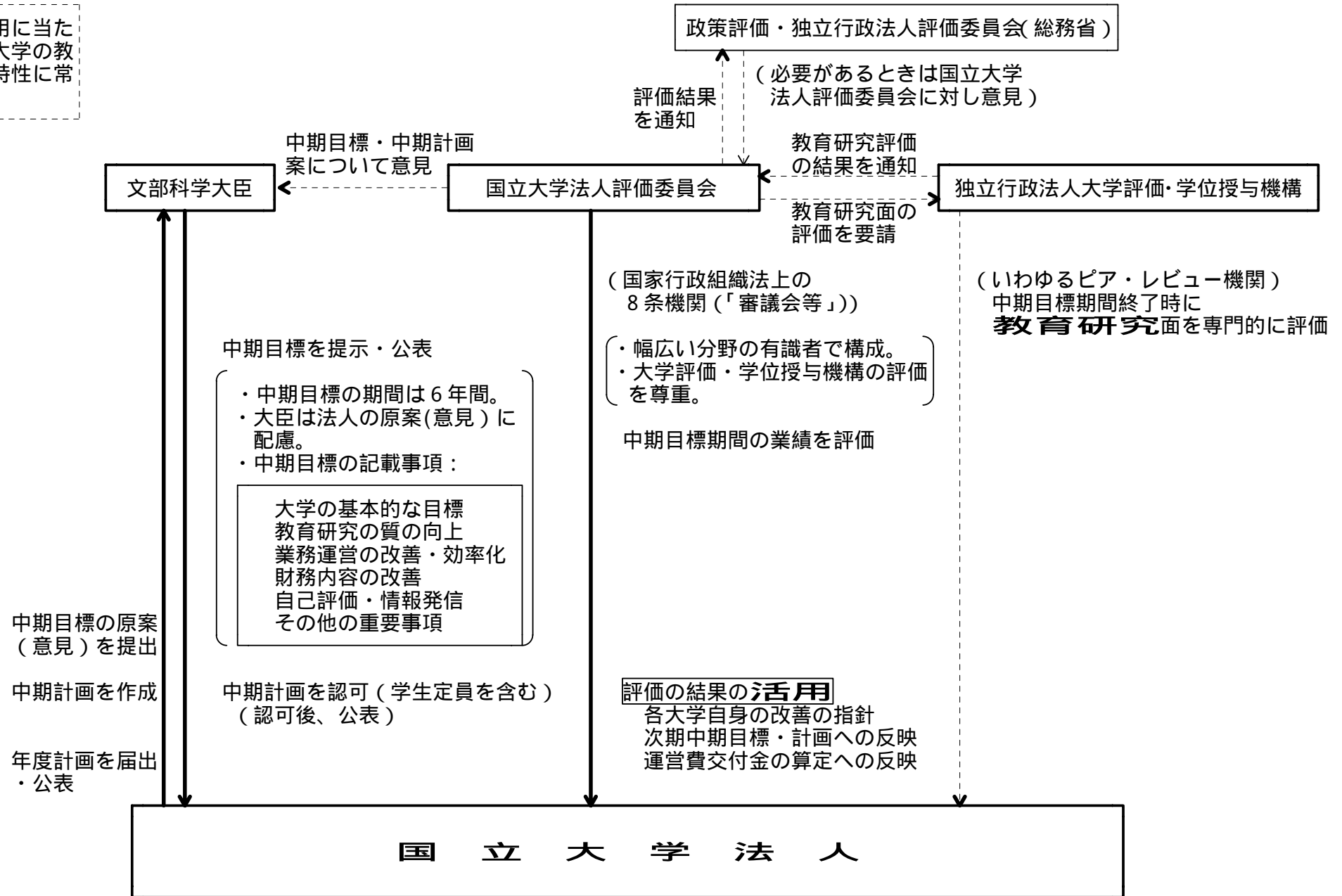
中期実績評価

中期期間の終了時



国立大学法人に係る目標・計画・評価の概要

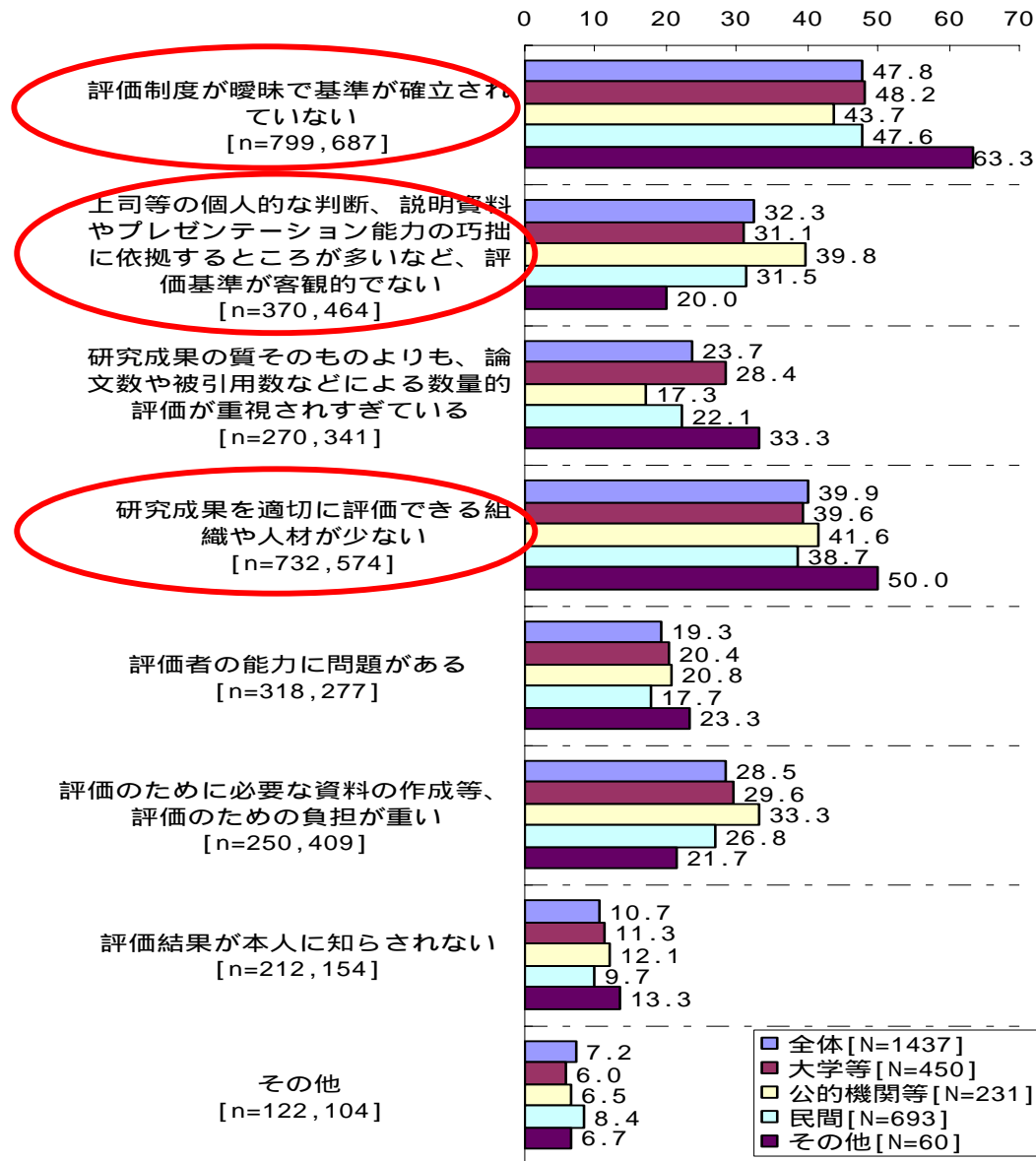
法律の運用に当たっては、大学の教育研究の特性に常に配慮。



評価制度の問題点

「評価基準が確立されていない」「適切に評価できる組織・人材が少ない」
 「評価基準が客観的でない」等の指摘多い

所属機関外における競争的研究資金やプロジェクト研究等の評価制度の問題点



(出典) 我が国の研究活動の実態に関する調査報告
 (平成15年度)

評価における問題点又は課題について

～ 科学技術・学術審議会研究評価部会より～

評価体制について

査定と評価の概念を明確に区別すべき。評価は事実関係を明確にしておくことであり、査定は、×をつけることである。その点を切り分ける必要があるが、査定も評価もごっちゃにされて、お金を出すか出さないかを決めるのも評価と言っていることがある。

各種の評価活動の間関係が不明確なまま行われ、混乱や不満を招いている。

科学・技術的価値と社会・経済的価値は評価者をきちんと峻別すべき。

行政官の中にも専門家を養成することが必要(行政側の評価スキルの向上)。

事前評価と中間・事後評価の関係について

課題を選定した際の評価が、中間評価、事後評価に伝わることも必要であり、評価者の一部が重複することも必要。

中間・事後評価の結果は事前評価を行った評価者に伝えてフィードバックすべき(事前評価の評価者に自身が評価して採択した課題がどのような中間・事後評価を得ているかを知らせることにより、事前評価の質の向上とマネジメントサイクルの充実を図る)

中間評価の役割について

事前に決めたことと中間評価の時点で世の中が大きく変わっていることは多い。中間評価のところで、世の中の変化に対してどうか、他の機関は同じような内容でそれ以上のことをやっているとか、そういうチェック項目を必ずいれるべき。

事後評価の役割について

事後評価はどう生かすのか。次のプロジェクトにどう反映させるのかを明らかにしていく必要がある。

評価における問題点又は課題について

～ 科学技術・学術審議会研究評価部会より～

PO、PDについて

プログラムディレクター及びプログラムオフィサーと府省の担当課との間の役割についての切り分けを明確にしていく必要があるが、米国においてもNSF、NIH等機関毎に特徴があり、画一的な議論をすべきではない。

プログラムオフィサーは常勤が理想かも知れないが、常勤だと自分の大学、自分の研究室を空にすることになってしまい、プログラムオフィサーを引き受けてもらえない。プログラムオフィサーに関する詳しい事情、研究室の現場の問題を十分検討する必要がある

評価における問題点又は課題について

～ 科学技術・学術審議会科学技術振興調整費審査部会より～

評価・審査の方法について

審査に十分な時間を確保することが必要。

評価項目の置き方や採点基準等について、委員間の認識が一致していない例が見られる。

ピアレビューについては、研究面での競争相手に提案内容を開示することになるので慎重に行うべき。

評価結果の活用について

採択、進捗管理、評価の一貫性を保つことが必要。

PO、PDについて

業務量として、日常的に多くなることが予想されるので専任が望ましい。

任期については、委員より若干長い3～5年が適当と考えるが、一線の研究者が本来研究と掛け持ちでプログラムオフィサーとして従事することが出来るかどうかは難しい問題。

審査以外でも課題管理や国内外の関連技術動向の定常的な把握など、幅広い活動に従事することについて検討してはどうか。

評価における問題点又は課題について

～ 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会より～

評価・審査の方法について

評価対象の性格に応じて評価項目等を工夫することが重要(研究計画書等)

評価体制について

審査員をさらに増員するなど、一人当たりの審査の負担を軽減すること。

審査員の候補情報を多数蓄積し、できるだけ幅広い研究者が審査に携わることになるような環境を整備すること。

研究開発評価に関する現状及び問題点 (大学、研究機関内における評価)

平成17年2月15日
文部科学省 科学技術・学術政策局
評価推進室

大学、研究機関内における研究開発評価の概況について

評価の実施状況

大学、公的研究機関内の研究開発評価の対象

「研究者」を対象とした評価が約6割、「組織」を対象とした評価が約4割、「研究開発課題」と対象とした評価が約4割

大学、公的研究機関内の研究開発評価の実施時期

「毎年定期的に実施」が約5割、「研究の進行にあわせて」が約2割

大学、公的研究機関内の研究開発評価の形式

「自己評価」が約6割、「内部評価」が約5割、「外部評価」が約4割

大学、公的研究機関内の研究開発評価の目的

「研究開発活動の活性化」が約6割、「組織の活動状況の点検」が約5割、「研究などの資源配分方針の参考」が約4割

大学、公的研究機関内の研究開発評価の項目

「研究成果」が約8割、「社会貢献」が約5割、「教育又は人材育成」が約5割

評価によって改善された点

評価に際して、研究者の研究意欲を向上させるために講じた策

- ・学内、機関内の競争的資金の資源配分に反映(51件)
- ・評価結果等の情報の公開(41件)

評価によって研究活動が改善された具体的事例

- ・外部資金等への応募意欲の向上(56件)
- ・獲得した外部資金額、共同研究数が増加した(33件)
- ・研究の方向性が明確となり、研究の質が向上した(20件)

評価事務局の現状

大学、研究機関内における評価事務局の構成

- ・「総務課、企画課等において、評価も所掌している」が約2割
- ・「評価の名を冠した恒常的な部局が存在するが、他部局との併任の人間だけである」が約0.5割
- ・「無回答」が約5割

大学、研究機関内における評価事務局の担当者数

- ・「1人」が9.4%、「2人」が7.9%、「3人」が6.5%と小規模なケースが多い
- ・「無回答」が約6割

大学、研究機関内における評価事務局中の研究経験者

- ・「0人」が18.1%、「1人」が3.6%と少ない
- ・「無回答」が約7割

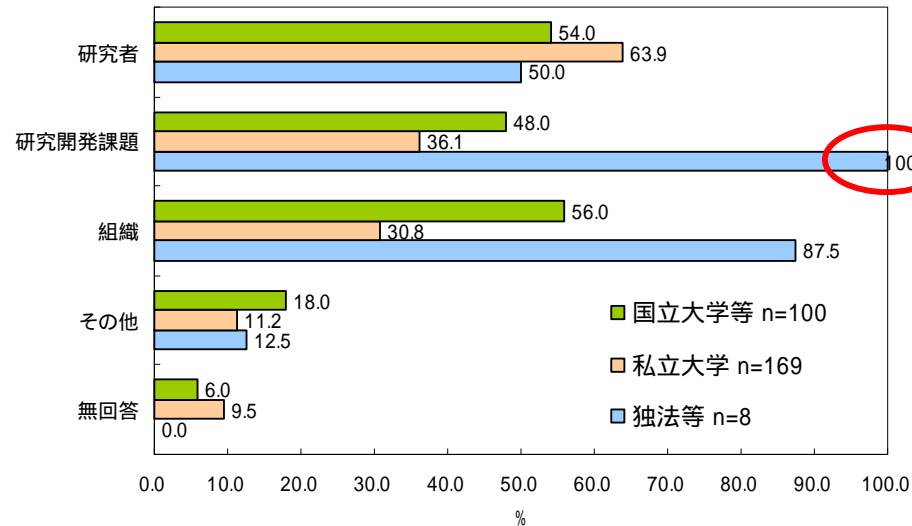
大学、研究機関内における評価事務局中の評価手法に通暁した担当者

- ・「0人」が21.7%、「1人」が2.5%と少ない
- ・「無回答」が約7割

大学等の機関内における研究開発評価

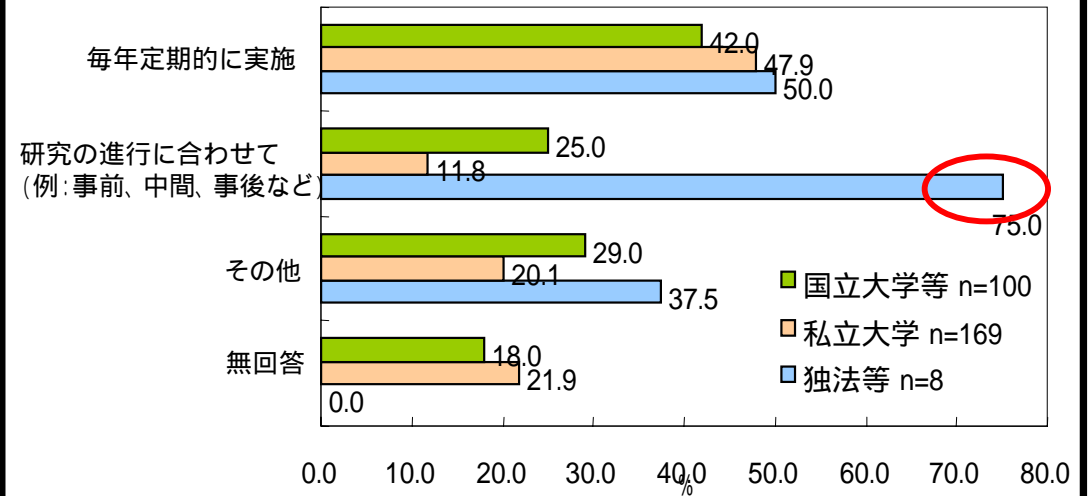
研究評価の対象

- ・「研究者」を対象とした評価が約6割
- ・「組織」を対象とした評価が約4割
- ・「研究開発課題」を対象とした評価が約4割



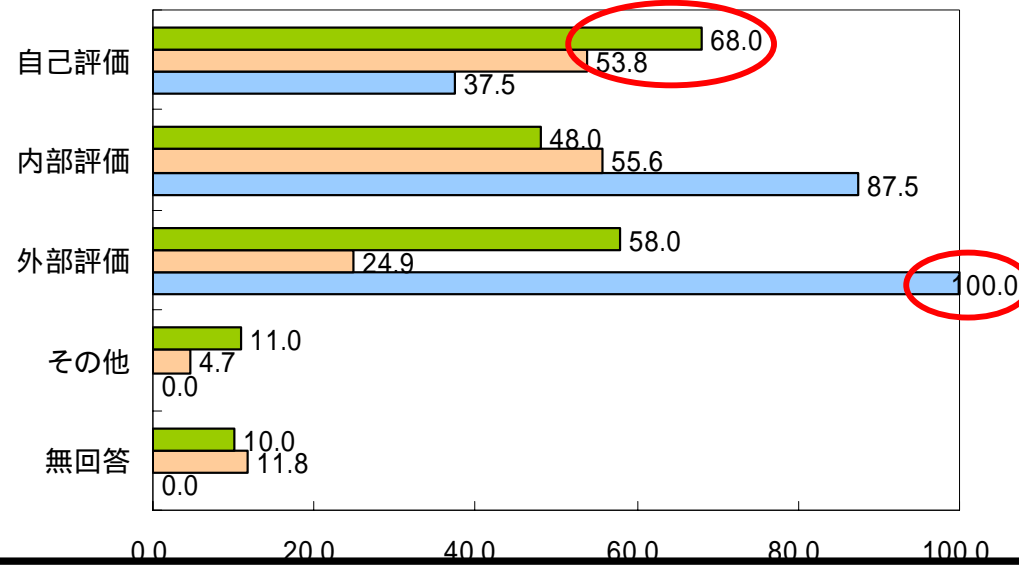
実施時期

- ・「毎年定期的実施」が約5割
- ・「研究の進行にあわせて」が約2割



研究評価の形式

- ・「自己評価」が約6割
- ・「内部評価」が約5割
- ・「外部評価」が約4割

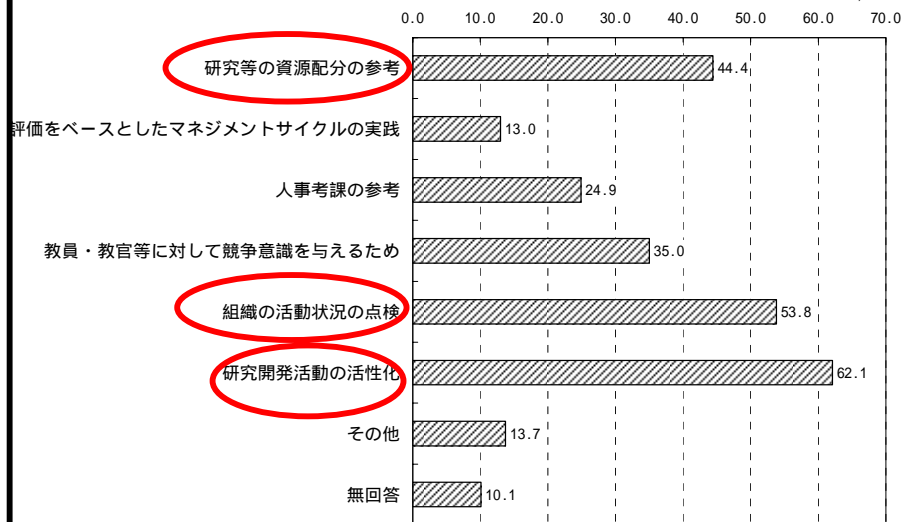


大学等の機関内における研究開発評価

評価の目的

- 「研究開発活動の活性化」
- 「組織の活動状況の点検」
- 「研究などの資源配分の参考」が多い
- 「マネジメントサイクルの実践」が少ない

MA, N=277



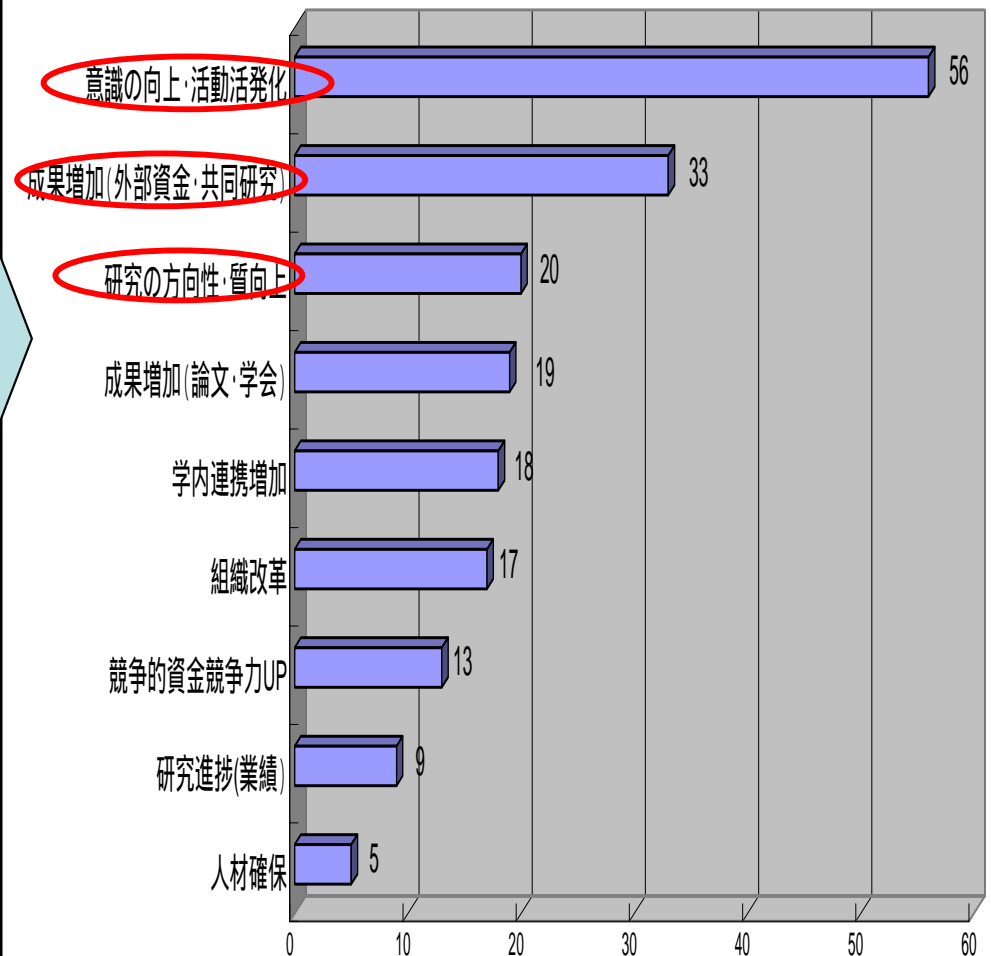
研究者の研究意欲を向上されるために講じた方策

- 「学内・機関内競争的資金の設置」
(51件)
- 「評価結果等の情報を公開することにより
研究者の同士の競争を促進」
(31件)
- 「処遇に反映(昇格、特別給)」
(27件)

等を実施。

評価によって改善された具体例

- 「意識の向上・活動の活発化」
 - 「成果の増加(外部資金・共同研究)」
 - 「研究の方向性・質の向上」
- が多く挙げられた



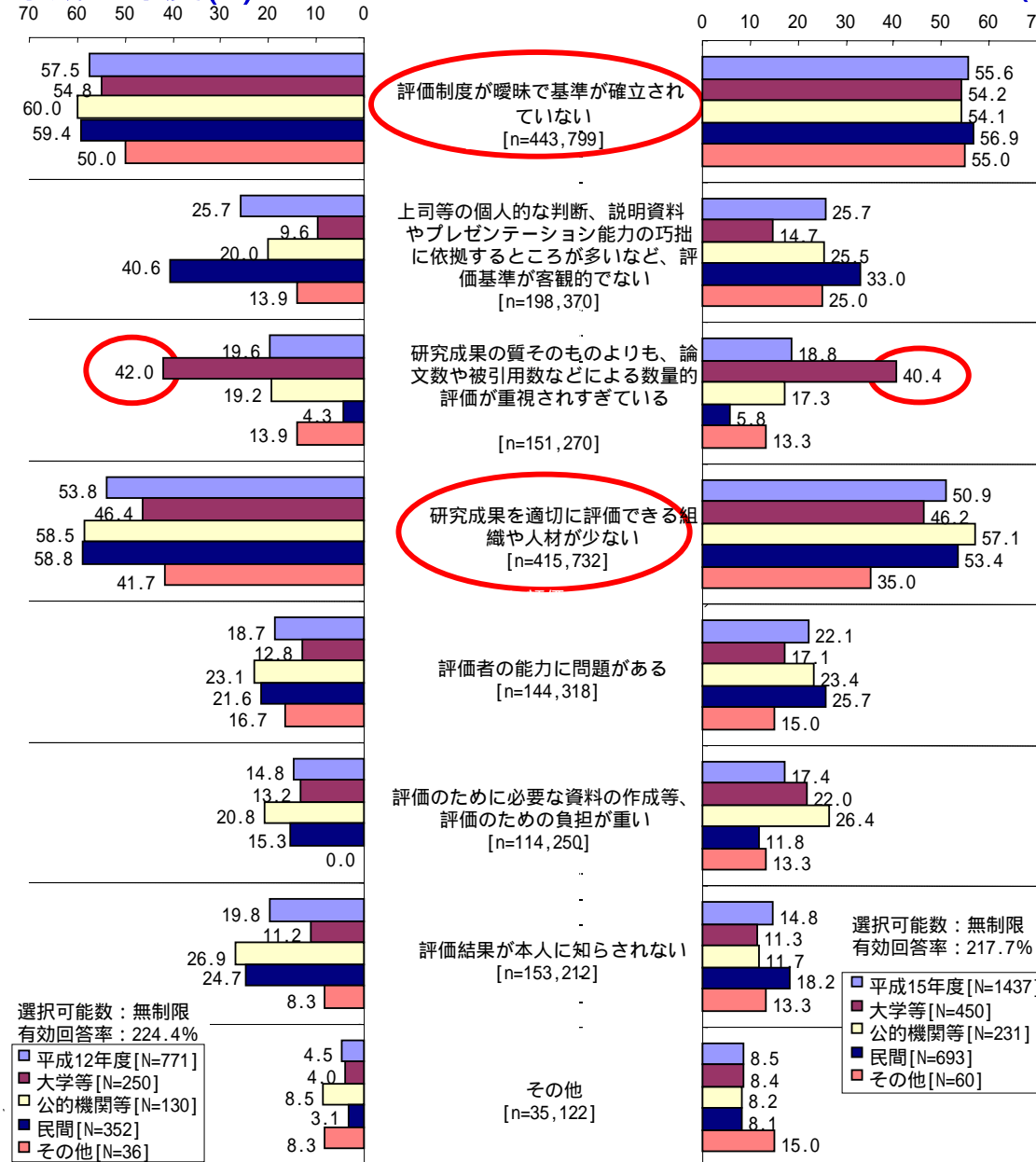
評価制度の問題点

「評価基準が確立されていない」「客観的に評価できる組織・人材が少ない」等の指摘多い
 大学内においては、論文等数量的評価が重視されすぎているとの指摘が多いのが特徴的

所属機関内における評価制度の問題点（経年変化・所属機関別）

平成12年度(%)

平成15年度 (%)

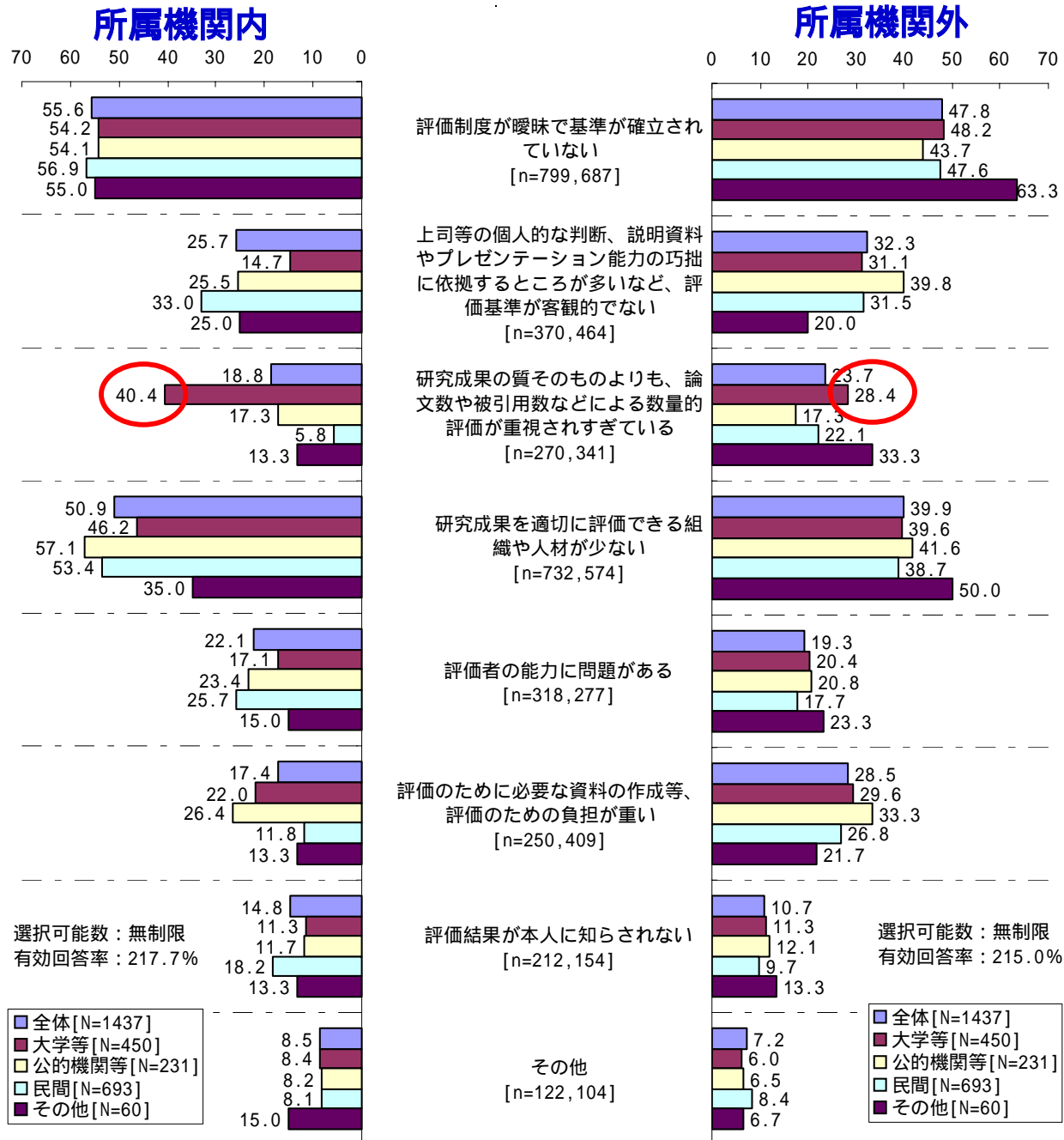


(出典)
 我が国の研究活動の実態に関する調査報告(平成15年度)

評価制度の問題点

大学内においては、論文等数量的評価が重視されすぎているとの指摘が多いのが特徴的

所属機関の内外における評価制度の問題点（所属機関別）

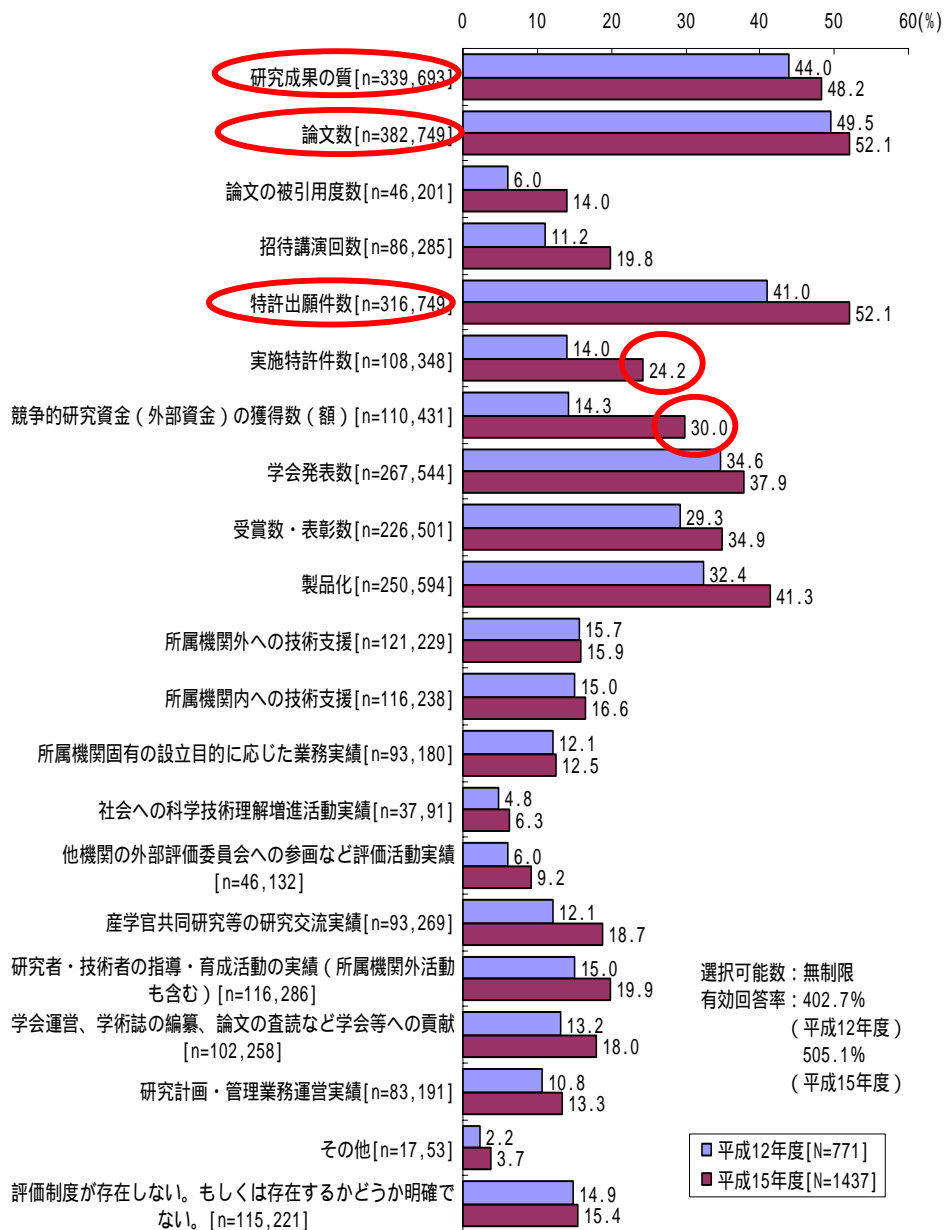


(出典)
我が国の研究活動の実態に関する調査報告(平成15年度)

機関内における研究者評価

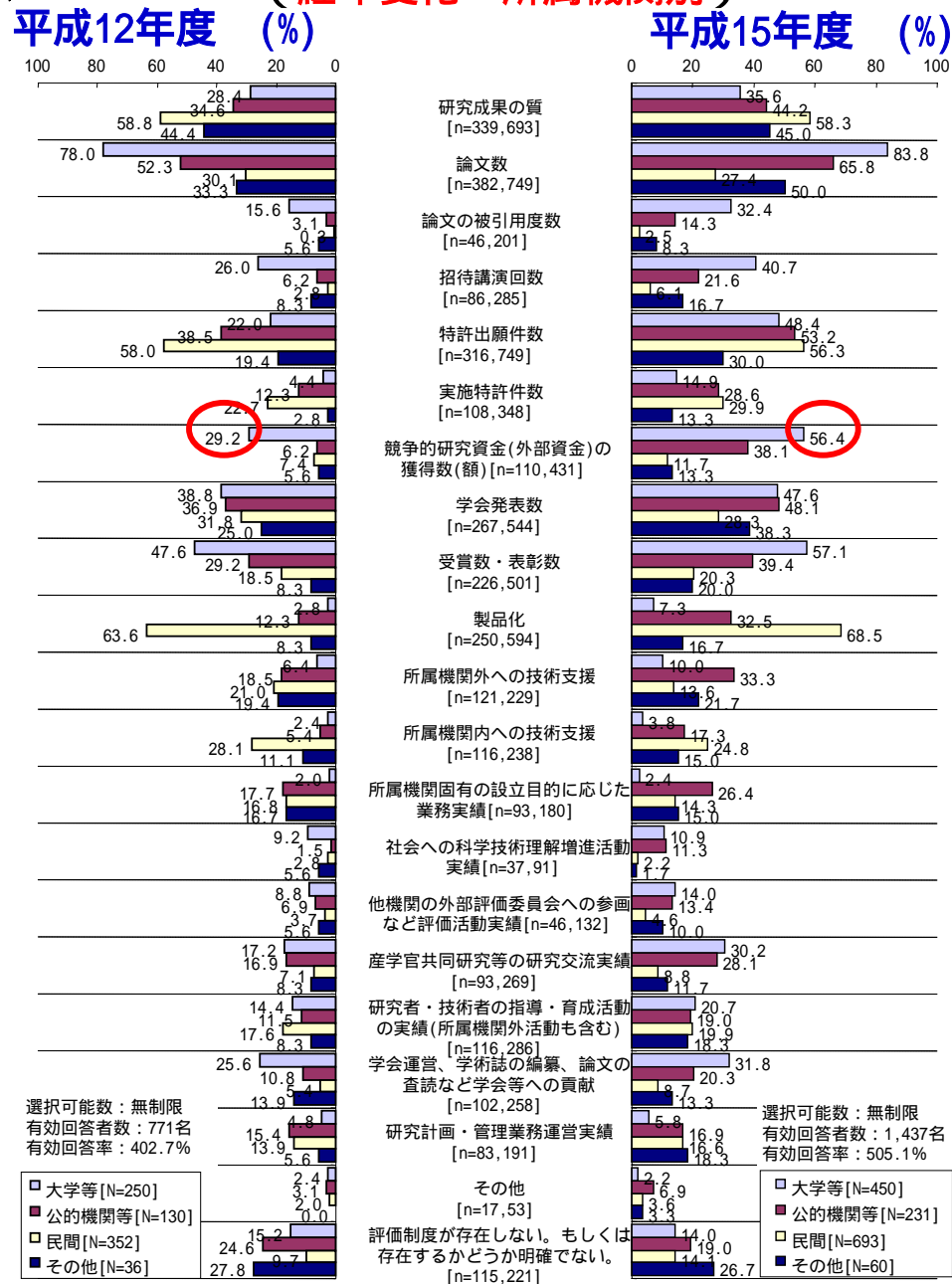
指標としては、「論文数」「特許出願件数」「研究成果の質」が多い

研究者評価として用いられる指標（経年変化）



研究者評価として用いられる指標

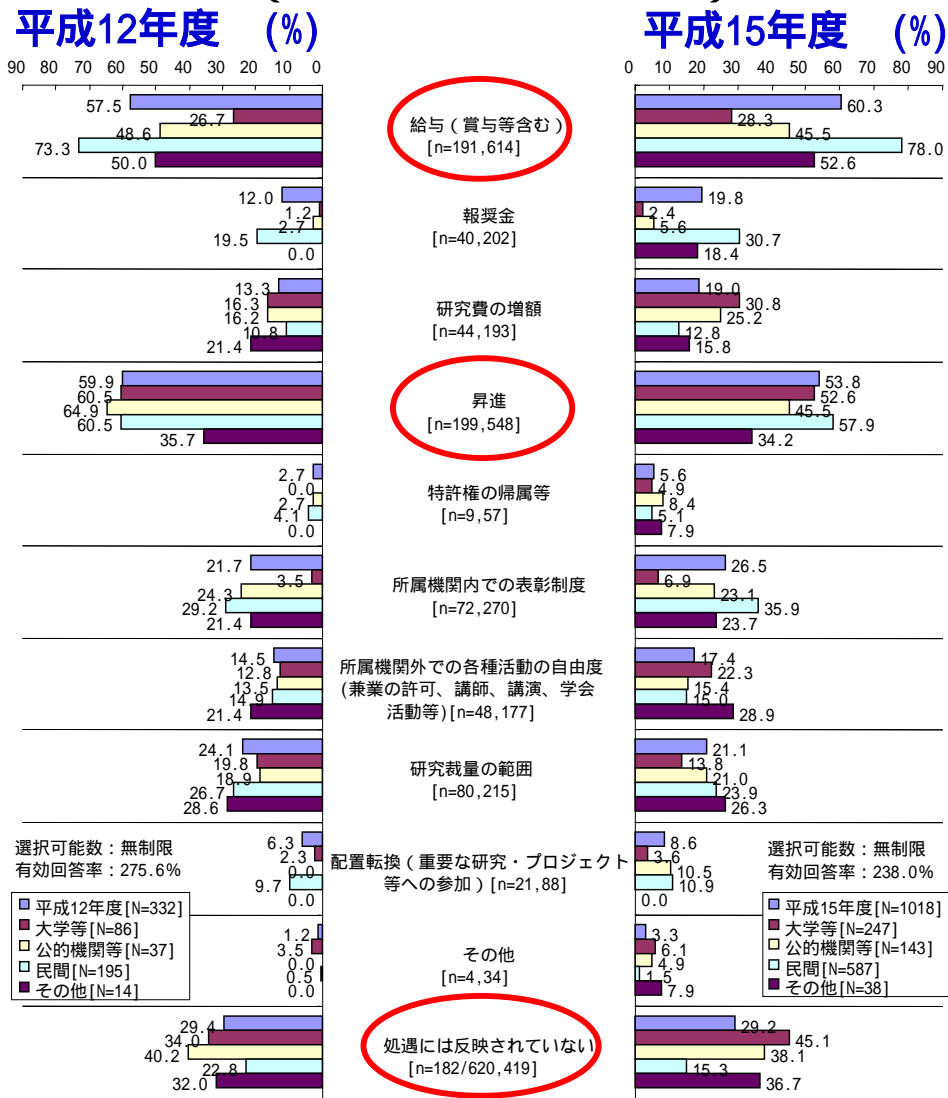
（経年変化・所属機関別）



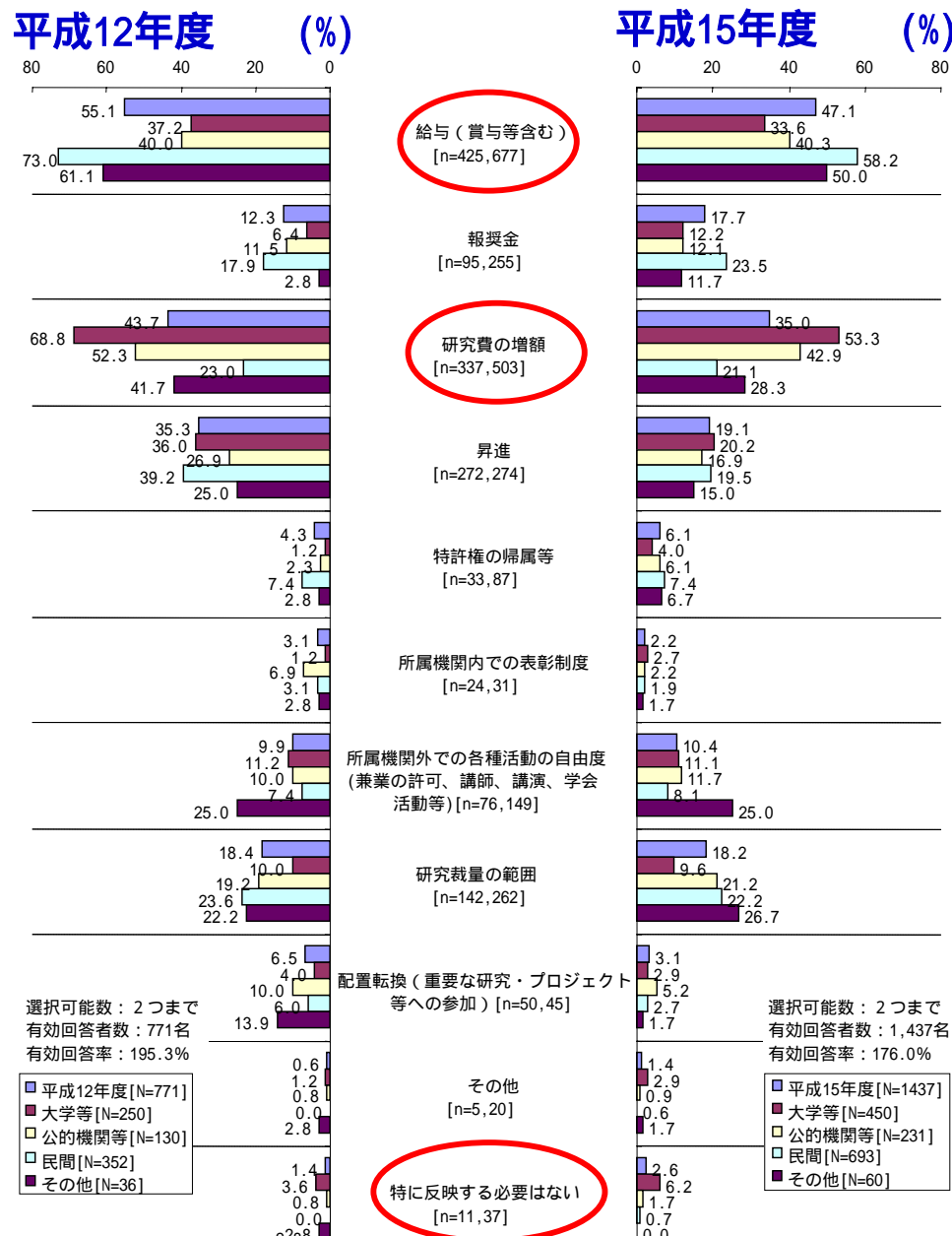
機関内における研究者評価

「給与」「昇進」「処遇には反映されていない」が回答が多い
 評価を反映すべき処遇については、「給与」「研究費の増額」が多い

評価が反映されている具体的処遇 (経年変化・所属機関別)



評価を反映すべき処遇 (経年変化・所属機関別)

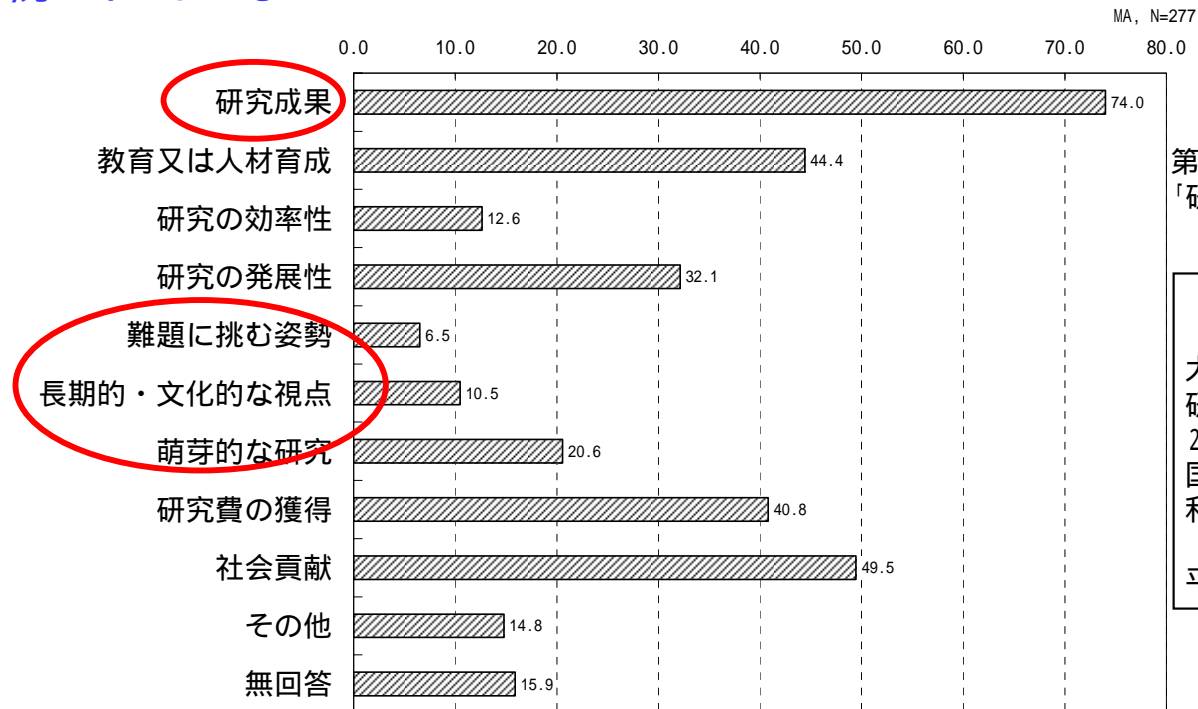


注) 平成12年度の調査結果については、予備質問として調査しており、「処遇には反映されていない」という回答については、前段階の質問にて調査した結果である。具体的には、「あなたに対する研究者としての評価は、処遇に反映されていますか」という問に対する、「反映されている」、「どちらかと言えば反映されている」、「どちらかと言えば反映されていない」、「反映されていない」、「わからない」という5選択肢のうち、の回答者数の合計を有効回答者数で除した割合である。そのため、平成15年度の調査結果については、「処遇には反映されていない」以外の選択肢の回答率は、全有効回答者数1,437名から「処遇には反映されていない」を選択した419名を引いた1,018名に対する回答率としている。

長期的、萌芽的な研究等における問題点

研究評価における評価項目

「研究成果」が重要視される一方、「長期的視点」「萌芽的な研究」「難題に挑む姿勢」があまり重要視されていない



第16回研究評価部会資料
「研究開発評価アンケート集計結果」()より

研究開発評価アンケート
調査対象
大学、研究機関(文部科学省所管)の
研究開発評価部門
277機関より回答を得た(回収率45.6%)
国立大学22%、公立大学9%、
私立大学61%、研究法人等8%
対象期間:
平成15年12月~平成16年2月

研究評価関係者等の代表的な意見

評価結果に対して敏感になった結果、長期的な研究、重要ではあるが、成果がでにくい研究を敬遠する傾向が見られる

ボトムアップ型の基礎研究(萌芽的研究、培養的基礎研究)や研究費の小額な個人研究は一律に対象とすべきではないと考えられる

評価項目、期間を含め、マネジメントサイクルは研究の種類によって変化するので、一様の評価ではなく、研究規模に応じたきめ細やかな評価をする必要がある

単年度の評価はむしろ研究意欲や効果を阻害する場合があります、中長期的な視点に立った評価方法の方策を考える必要がある

評価項目「社会貢献」における問題点

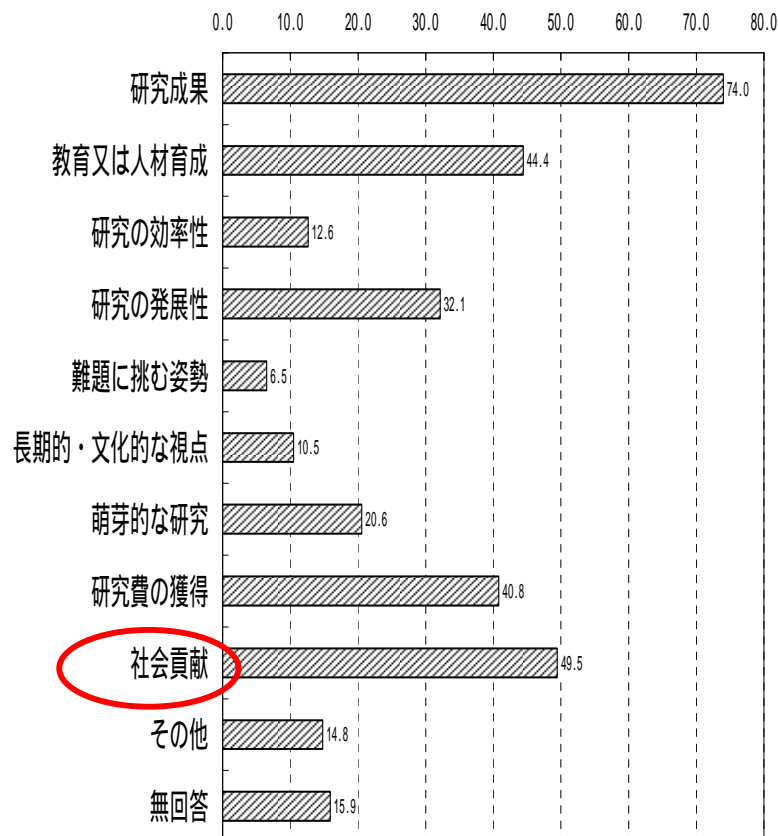
社会貢献に関する評価

近年研究開発における評価において「社会貢献」が重要視されつつある
 評価項目「社会貢献」において、産学官連携等経済的な価値への貢献については評価されているものの、安全、安心や文化等への貢献（ ）の指標がなく評価できない状況

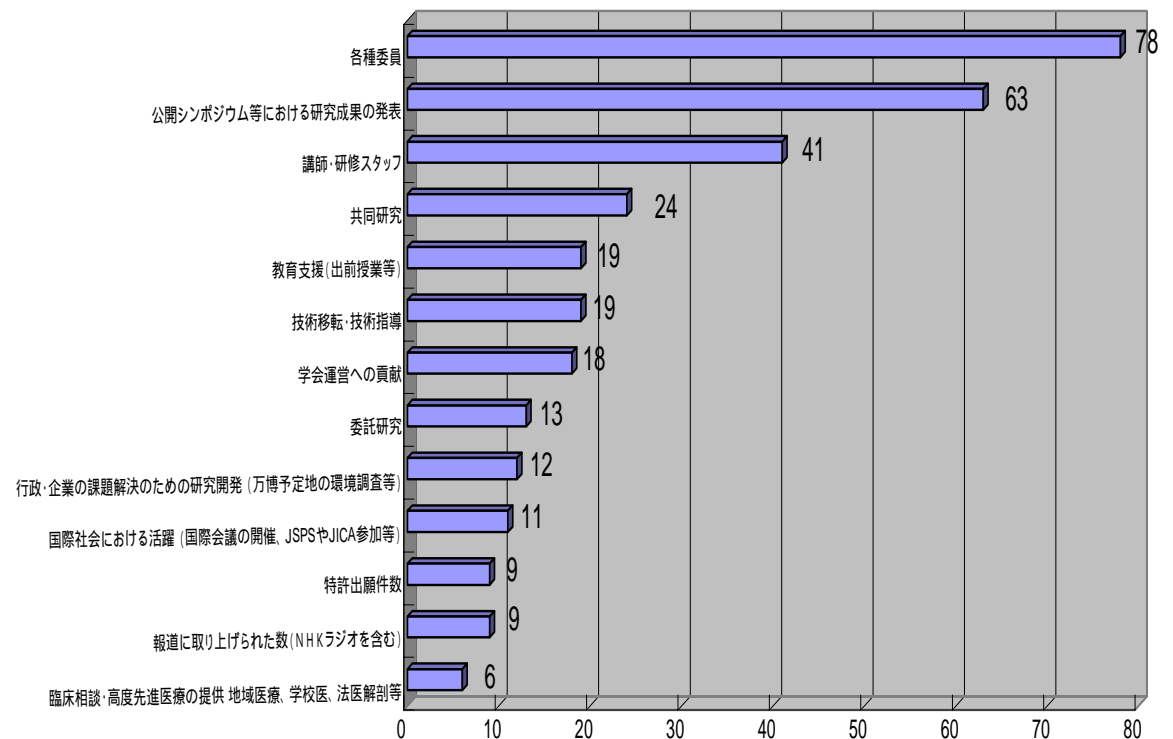
() 第2期基本計画の目指すべき国の姿「知の創造と活用により世界に貢献できる国」「国際競争力があり持続的発展ができる国」「安全・安心で質の高い生活のできる国」の「安全・安心で質の高い生活のできる国」に資する科学技術の貢献

現在実施されている評価における評価項目

MA, N=277



項目「社会貢献」の内容



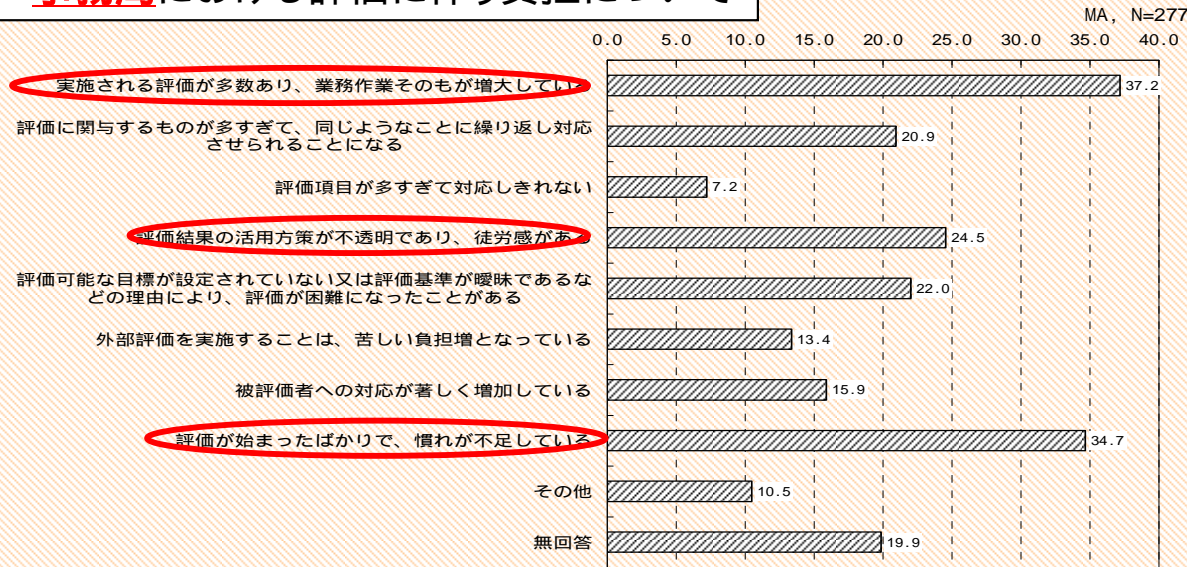
(回答数)

第16回研究評価部会資料「研究開発評価アンケート集計結果」より

「評価疲れ」について ～ 評価を行う側から～

評価の作業量が膨大、活用方策が不透明などから徒労感が発生、評価の不慣れにより負担が増大
評価の目的・対象等の明確化を徹底し、不必要なものは評価の合理化を行うべき

事務局における評価に伴う負担について

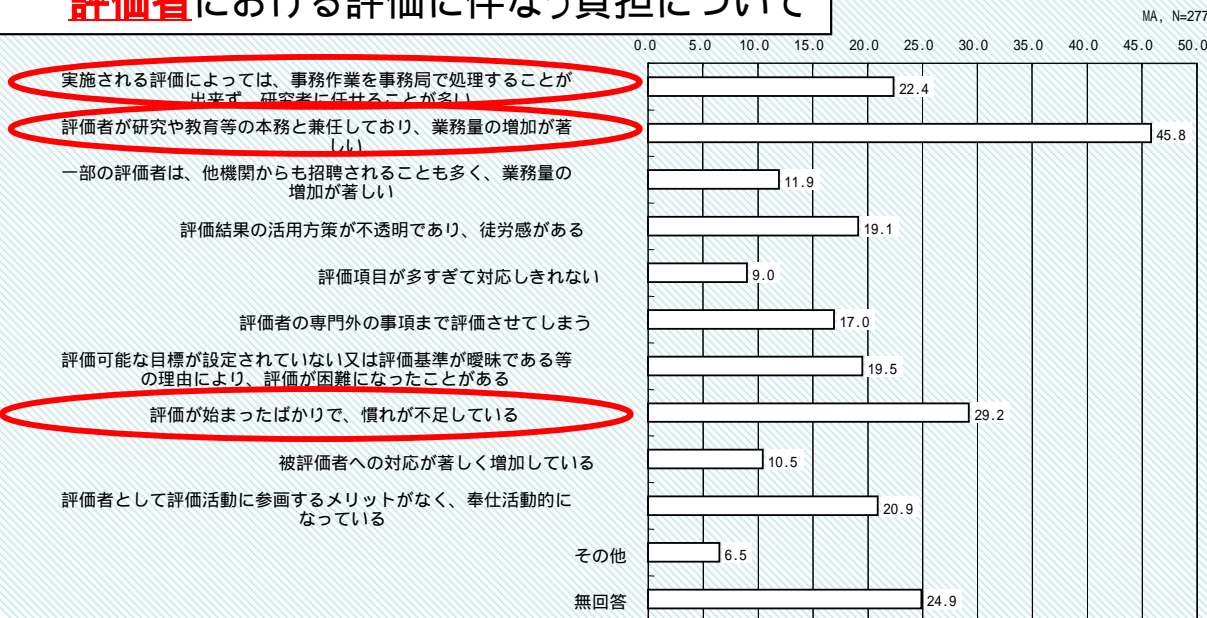


主な負担

実施される評価が多数あり、事務作業そのものが増大している
評価が始まったばかりで、慣れが不足している
評価結果の活用方策が不透明であり
(例：どこまで資源配分に直結するのが不透明)、徒労感がある

第16回研究評価部会資料「研究開発評価アンケート集計結果」より

評価者における評価に伴う負担について



主な負担

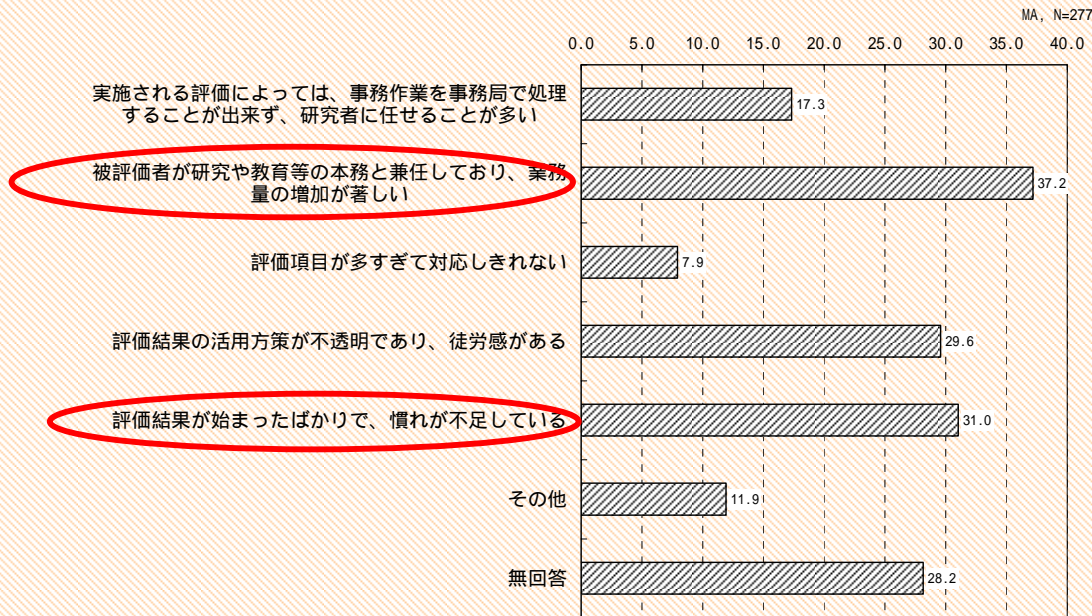
評価者が研究や教育等の本務と兼任しており、業務量の増加が著しい
評価が始まったばかりで、慣れが不足している
実施される評価によっては、事務作業を事務局で処理することが出来ず、研究者に任せることが多い

第16回研究評価部会資料「研究開発評価アンケート集計結果」より

「評価疲れ」について ～ 評価される側から～

「評価に関する業務量の増加」、「評価不慣れによる負担の増大の指摘
本業の教育や研究に支障をきたさないような支援が重要

被評価者における評価に伴う負担について



主な負担

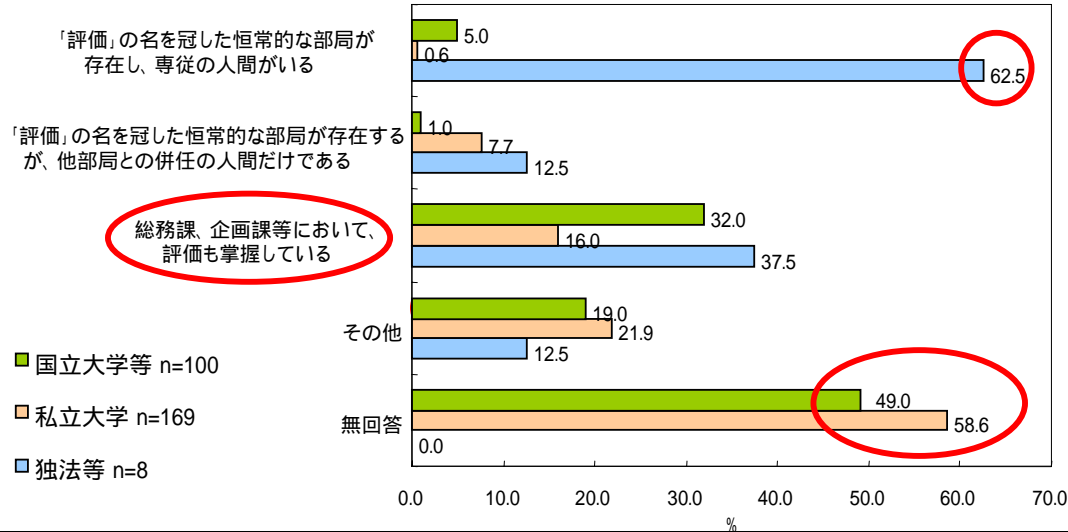
被評価者にとって、研究や教育等と併せ、業務量の増加が著しい
評価が始まったばかりで、評価に多大な時間を要する 等

第16回研究評価部会資料「研究開発評価アンケート集計結果」より

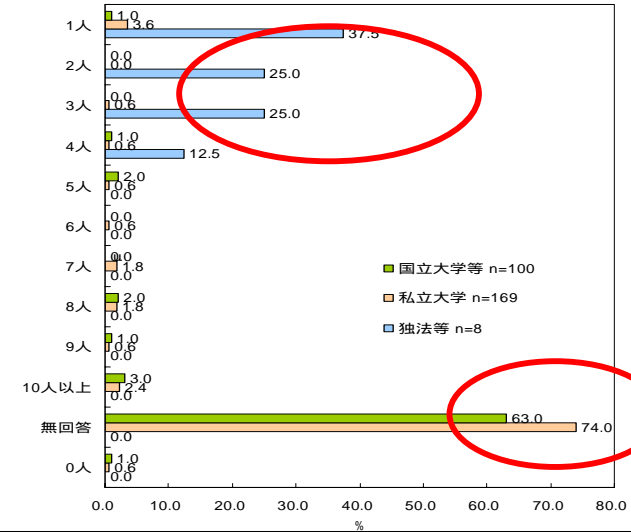
研究開発評価体制の問題点について～大学、研究機関の事務局について～

研究開発評価担当部局があいまい。
 評価担当部局がある研究機関においても評価体制が脆弱
 専門的知識を有する研究評価専任者は少ない

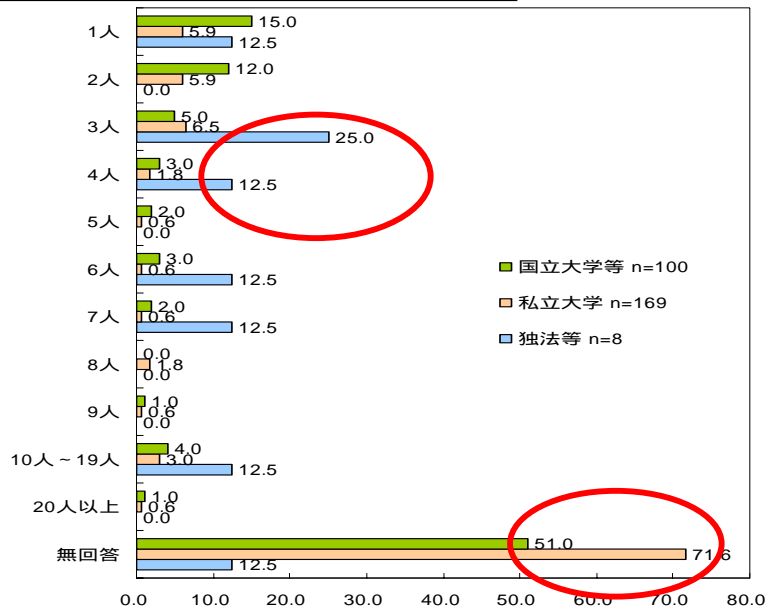
組織内における評価事務局の位置付け



評価事務局で評価業務に従事する職員のうち、研究経験者



評価事務局で評価業務に従事する職員数



評価事務局で評価業務に従事する職員のうち、研究評価手法に通じた者

